令和８年度 第１回

岡山県自立支援協議会　就労支援部会

会議資料

日時：令和８年 10 月 13 日（火）

場所：ピュアリティまきび（橘）

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

岡山県内の就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における
令和７年度工賃・賃金実績状況

事業種別	事業所数	定員	R7年度平均 工賃・賃金 月　額	R6年度平均 工賃・賃金 月　額	対前年度比 (R7/R6)	備考
就労継続支援Ａ型 （雇用型）	89	1,594人	104,852円	98,888円	106.0%	
就労継続支援Ａ型 （非雇用型）	3	（80人）	41,893円	26,933円	155.5%	
就労継続支援Ｂ型	369	7,628人	23,565円	21,650円	108.8%	

●平均賃金月額の算定方法（就労継続支援A型（雇用型））

ア　対象年度に支払った賃金総額を算出
イ　対象年度における各月の賃金支払対象者の総数を算出
ウ　ア÷イにより1人当たり平均賃金月額を算出
＜算式＞　年間賃金支払総額　÷　各月の賃金支払対象者の総数

○県平均賃金月額の算定方法（就労継続支援A型（雇用型））

＜算式＞　全事業所の年間賃金支払総額　÷　全事業所の各月の賃金支払対象者の総数

●平均工賃月額の算定方法（就労継続支援A型（非雇用型）・就労継続支援B型）

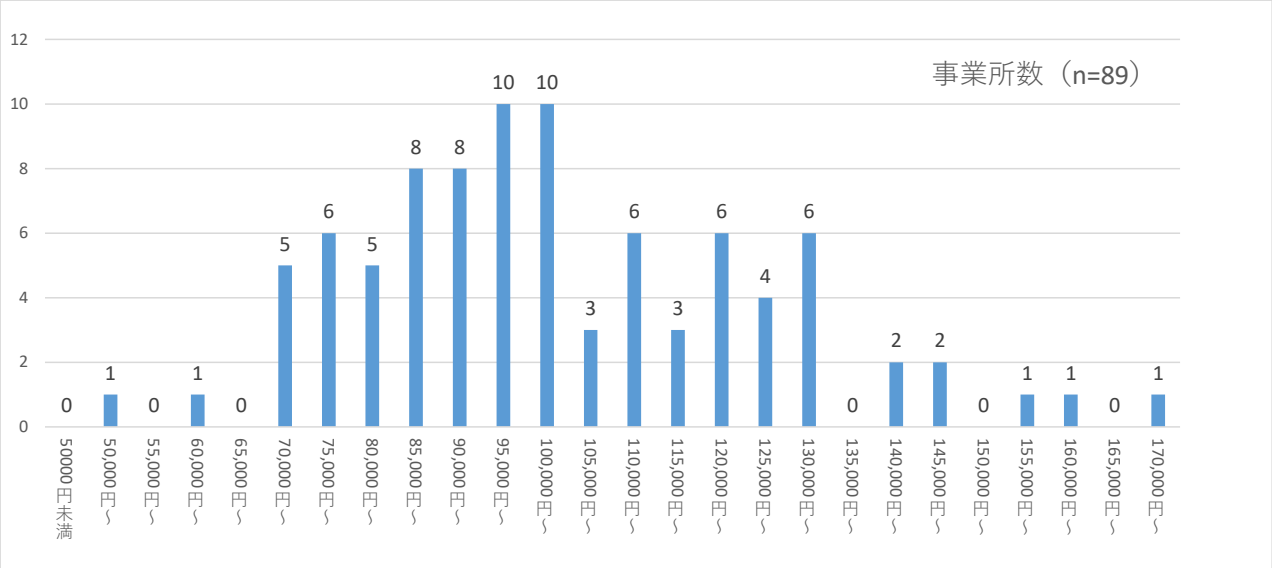
令和5年度以降	令和4年度以前
ア　対象年度における工賃支払総額を算出	ア　対象年度に支払った工賃総額を算出
イ　対象年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出	イ　対象年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
ウ　ア÷イ÷年間開所月数により、1人当たり平均工賃月額を算出	ウ　ア÷イにより、1人当たり平均工賃月額を算出
＜算式＞ 年間工賃支払総額 ÷ （年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数）÷ 年間開所月数	＜算式＞ 年間工賃支払総額 ÷各月の工賃支払対象者の総数

○県平均工賃・賃金月額の算定方法（就労継続支援A型（非雇用型）・就労継続支援B型）

令和5年度以降	令和4年度以前
＜算式＞ 全事業所の年間工賃・賃金支払総額 ÷ （全事業所の年間延べ利用者数 ÷ 全事業所の平均年間開所日数）÷ 全事業所の平均年間開所月数	＜算式＞ 全事業所の年間工賃・賃金支払総額 ÷ 全事業所の各月の工賃・賃金支払対象者の総数

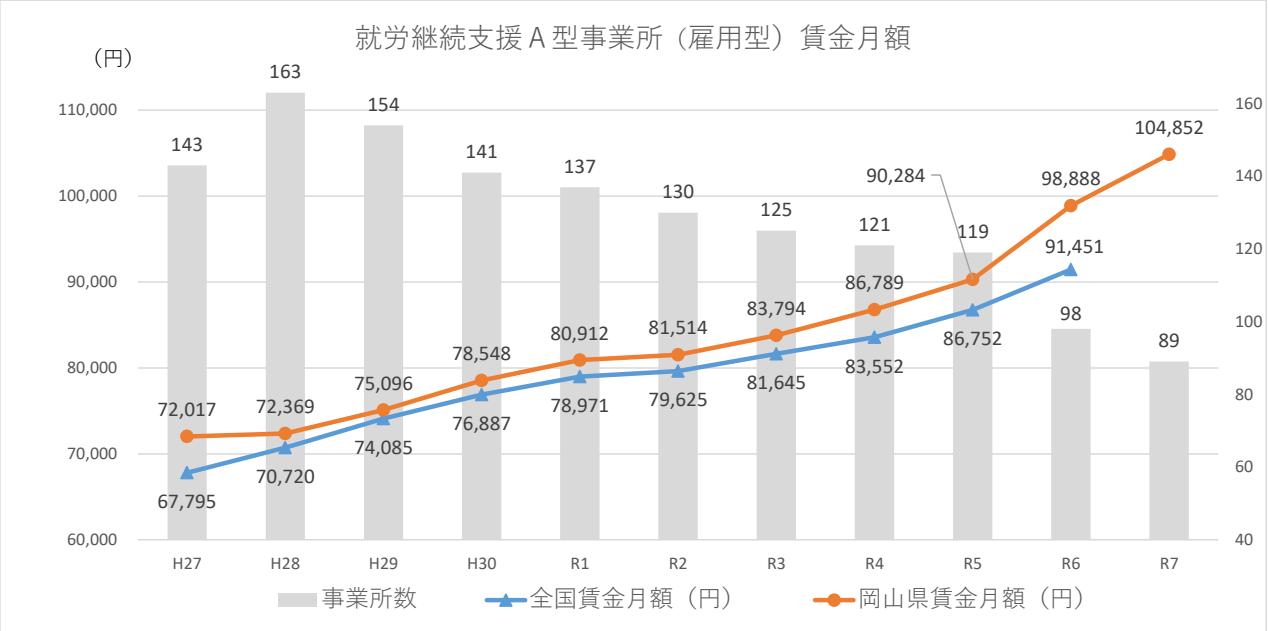
1　令和７年度賃金実績状況（就労継続支援Ａ型事業所（雇用型））

○賃金実績月額別の事業所数の分布



＊平均値は、104,852円
＊中央値は、100,066円
＊最頻値は、95,000円以上100,000円未満及び100,000円以上105,000円未満で、それぞれ10事業所
＊70,000円未満が、　2事業所で、全体の　2.2%
　70,000円以上80,000円未満が、11事業所で、全体の 12.4%
　80,000円以上90,000円未満が、13事業所で、全体の 14.6%
　90,000円以上100,000円未満が、18事業所で、全体の 20.2%
　100,000円以上が、　45事業所で、全体の 50.6%

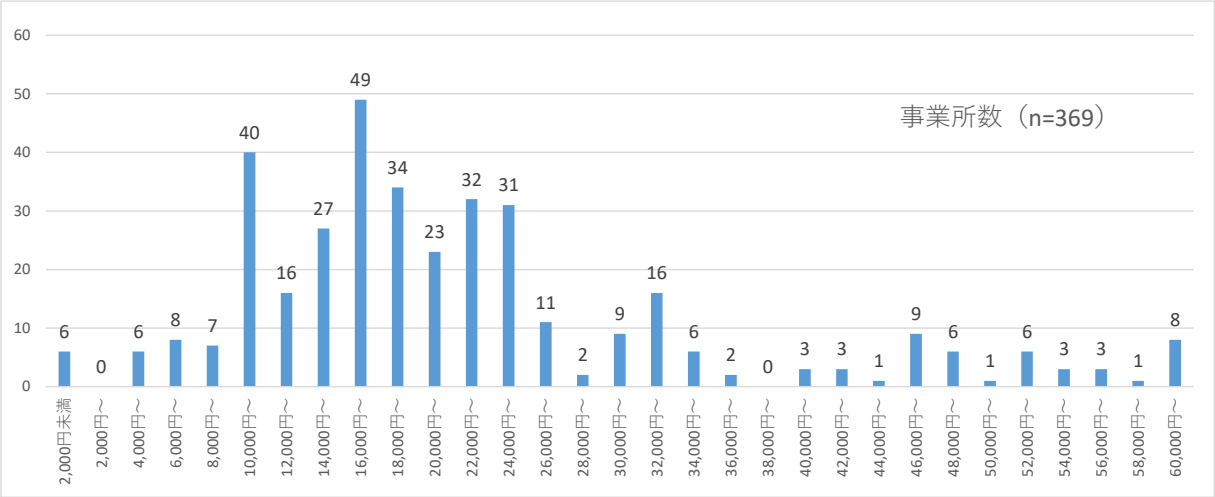
○賃金月額実績の年度別推移



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国賃金月額(円)	67,795	70,720	74,085	76,887	78,971	79,625	81,645	83,552	86,752	91,451	－
県賃金月額(円)	72,017	72,369	75,096	78,548	80,912	81,514	83,794	86,789	90,284	98,888	104,852
伸び率(1年間)	5.2%	0.5%	3.8%	4.6%	3.0%	0.7%	2.8%	3.6%	4.0%	9.5%	6.0%
事業所数	143	163	154	141	137	130	125	121	119	98	89
定員合計（人）	2,818	3,201	2,901	2,555	2,479	2,362	2,316	2,209	2,125	1,756	1,564

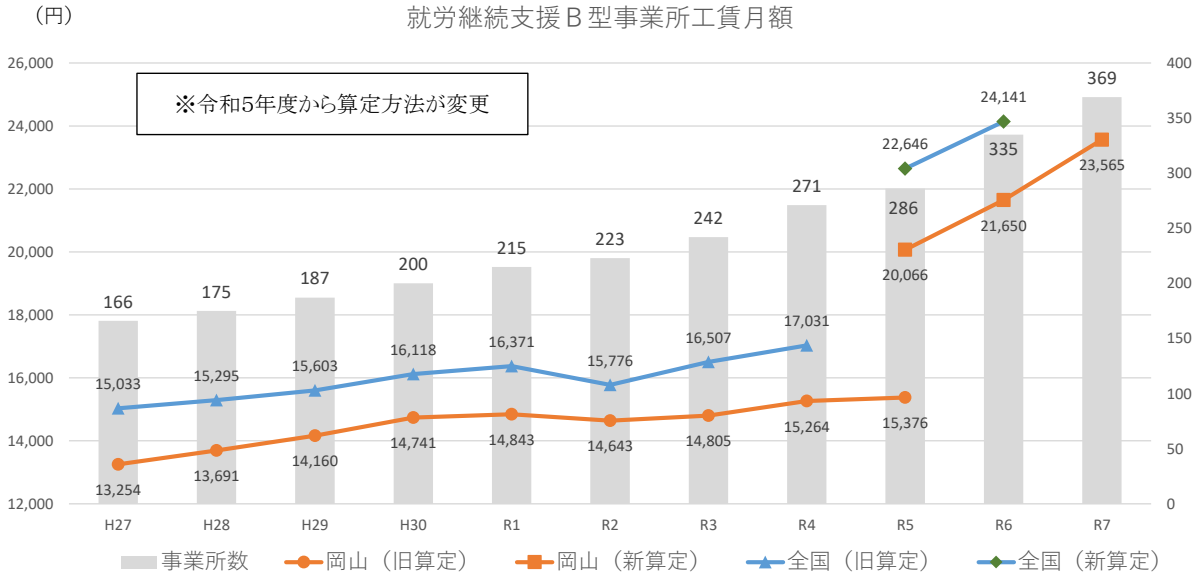
2　令和７年度工賃実績状況（就労継続支援Ｂ型事業所）

○工賃実績月額別の事業所数の分布



＊平均値は、23,565円
＊中央値は、18,925円
＊最頻値は、16,000円以上18,000円未満で、49事業所
＊10,000円未満が、　27事業所で、全体の 7.4%
10,000円以上20,000円未満が、166事業所で、全体の 45.0%
20,000円以上30,000円未満が、 99事業所で、全体の 26.8%
30,000円以上40,000円未満が、 33事業所で、全体の 8.9%
40,000円以上が、　44事業所で、全体の 11.9%

○工賃月額実績の年度別推移



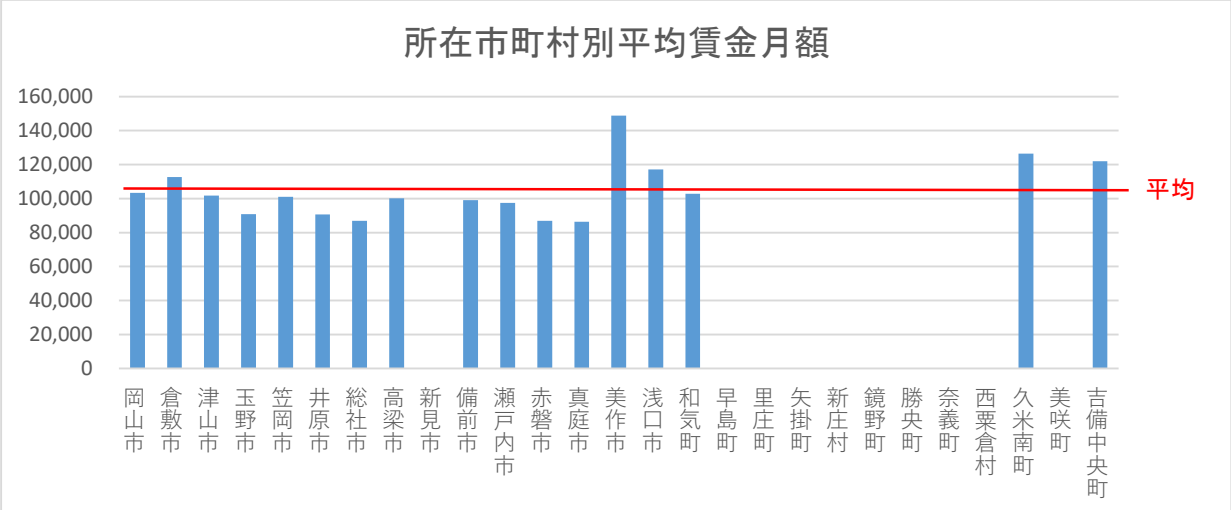
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		R6	R7
									旧算定	新算定		
全国工賃月額（円）	15,033	15,295	15,603	16,118	16,371	15,776	16,507	17,031	－	22,649	24,141	－
県工賃月額（円）	13,254	13,691	14,160	14,741	14,843	14,643	14,805	15,264	15,376	20,066	21,650	23,565
伸び率（１年）	3.0%	3.3%	3.4%	4.1%	0.7%	-1.3%	1.1%	3.1%	0.7%	－	7.9%	8.8%
事業所数	166	175	187	200	215	223	242	271	286		335	369
定員合計（人）	3,470	3,663	3,958	4,217	4,533	4,707	5,096	5,564	6,004		6,944	7,628

3　所在市町村別平均工賃（賃金）月額

○就労継続支援Ａ型事業所

（金額単位：円）

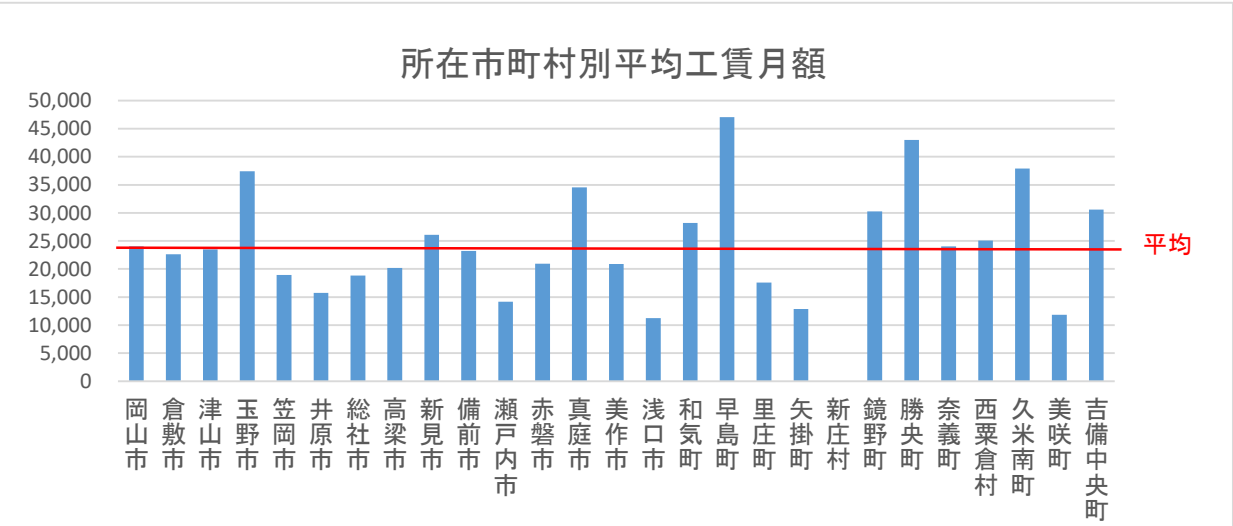
所在市町村	事業所数						平均賃金（月額）
		社会福祉法人	医療法人	営利法人	NPO法人	社団法人等	
岡山市	42	5	0	16	13	8	103,393
倉敷市	19	4	0	3	10	2	112,664
津山市	2	1	0	0	1	0	101,700
玉野市	1	0	0	0	1	0	90,919
笠岡市	3	1	0	2	0	0	101,005
井原市	1	0	0	1	0	0	90,653
総社市	5	0	0	0	3	2	86,932
高梁市	1	0	0	0	1	0	100,066
新見市	0	0	0	0	0	0	0
備前市	1	0	0	1	0	0	98,987
瀬戸内市	3	0	0	1	1	1	97,437
赤磐市	2	0	0	1	1	0	86,842
真庭市	2	1	0	1	0	0	86,275
美作市	1	0	0	0	1	0	148,889
浅口市	1	0	0	0	0	1	117,115
和気町	1	0	0	0	1	0	102,857
早島町	0	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	0	0	0	0	0	0	0
新庄村	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	0	0	0	0	0	0	0
奈義町	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	0	0	1	0	126,418
美咲町	0	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	3	1	0	1	0	1	122,045
計	89	13	0	27	34	15	104,852



○就労継続支援Ｂ型事業所

（金額単位：円）

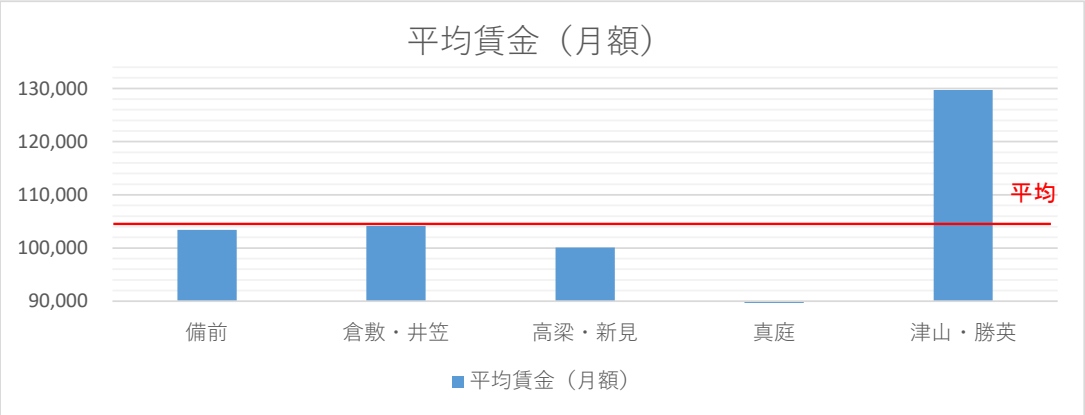
所在市町村	事業所数	社会福祉法人	医療法人	営利法人	NPO法人	社団法人等	平均工賃（月額）
岡山市	135	29	1	56	28	21	24,048
倉敷市	99	32	0	31	28	8	22,595
津山市	23	7	1	1	12	2	23,503
玉野市	8	1	0	1	5	1	37,405
笠岡市	13	5	0	3	3	2	18,942
井原市	5	3	0	1	1	0	15,758
総社市	16	8	0	2	5	1	18,832
高梁市	6	3	2	0	1	0	20,170
新見市	4	4	0	0	0	0	26,071
備前市	7	4	0	1	2	0	23,221
瀬戸内市	5	2	0	1	1	1	14,181
赤磐市	4	0	0	0	3	1	20,918
真庭市	8	5	0	1	2	0	34,528
美作市	4	1	0	1	2	0	20,896
浅口市	4	1	0	2	0	1	11,241
和気町	5	2	0	2	1	0	28,219
早島町	3	0	0	2	0	1	47,028
里庄町	2	1	0	0	1	0	17,578
矢掛町	3	2	0	1	0	0	12,873
新庄村	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	1	1	0	0	0	0	30,236
勝央町	1	1	0	0	0	0	43,016
奈義町	1	0	0	0	0	1	24,035
西粟倉村	1	0	0	0	1	0	25,071
久米南町	2	1	0	0	1	0	37,916
美咲町	3	1	0	0	2	0	11,821
吉備中央町	6	2	0	3	0	1	30,561
計	369	116	4	109	99	41	23,565



4　障害保健福祉圏域別平均工賃（賃金）月額

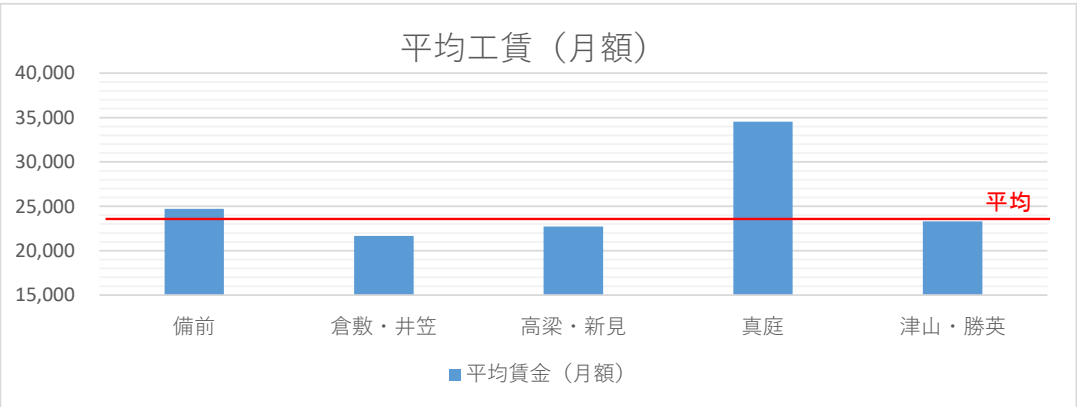
○就労継続支援Ａ型事業所　（金額単位：円）

圏域	事業所数	平均賃金（月額）
備前	53	103,426
倉敷・井笠	29	104,167
高梁・新見	1	100,066
真庭	2	86,275
津山・勝英	4	129,711
計	89	104,852



○就労継続支援Ｂ型事業所　（金額単位：円）

圏域	事業所数	平均工賃（月額）
備前	170	24,722
倉敷・井笠	145	21,654
高梁・新見	10	22,720
真庭	8	34,528
津山・勝英	36	23,300
計	369	23,565



（参考）

圏域名	構成市町村
備前	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見	高梁市、新見市
真庭	真庭市、新庄村
津山・勝英	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

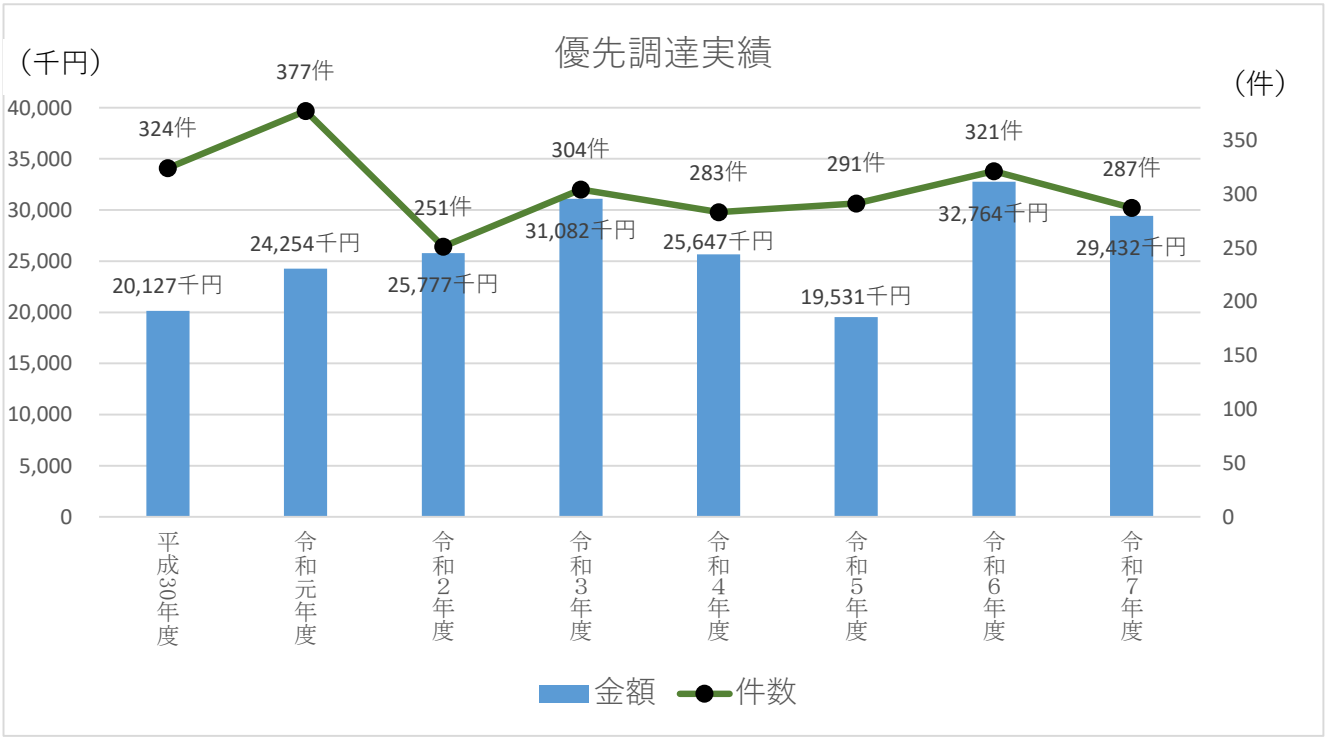
５　県における障害者就労支援施設等からの物品等の調達実績

令和7(2025)年度調達実績

種類		件数	金額
役務		220件	25,301千円
	印刷	73件	15,333千円
	クリーニング	71件	356千円
	清掃・施設管理	14件	4,146千円
	情報処理・テープ起こし		千円
	飲食店等の運営		千円
	その他の役務	62件	5,466千円
物品		67件	4,131千円
	事務用品・書籍	22件	423千円
	食料品・飲料	20件	514千円
	小物雑貨	20件	2,224千円
	その他の物品	5件	970千円
合計		287件	29,432千円

過去８年間の推移

年度	件数	金額
平成30年度	324件	20,127千円
令和元年度	377件	24,254千円
令和２年度	251件	25,777千円
令和３年度	304件	31,082千円
令和４年度	283件	25,647千円
令和５年度	291件	19,531千円
令和６年度	321件	32,764千円
令和７年度	287件	29,432千円

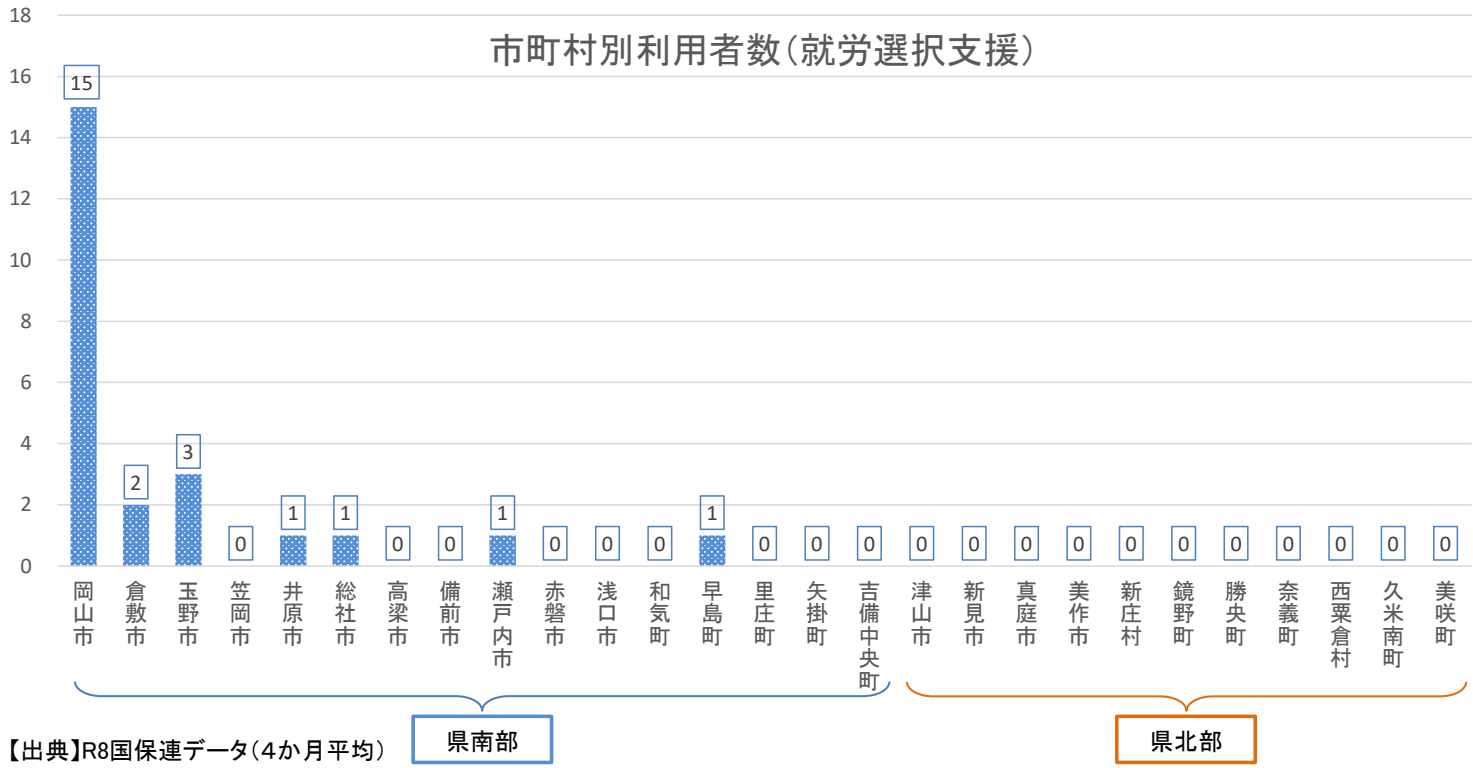


市町村別利用者数（就労選択支援）

○ 就労選択支援のR7年度末の県内指定事業所は11事業所で、すべて県南（岡山市6、倉敷市5）に所在しており、市町村別の利用者（R8年度4カ月平均の支給決定ベース、総数24人）も、すべて県南であった。

○ 岡山市の場合、経月推移では着実に利用者数が増加している。（直近では27人）

○ R8.9月には津山市で新規事業所の指定があり、今後、県北での利用が見込まれる。

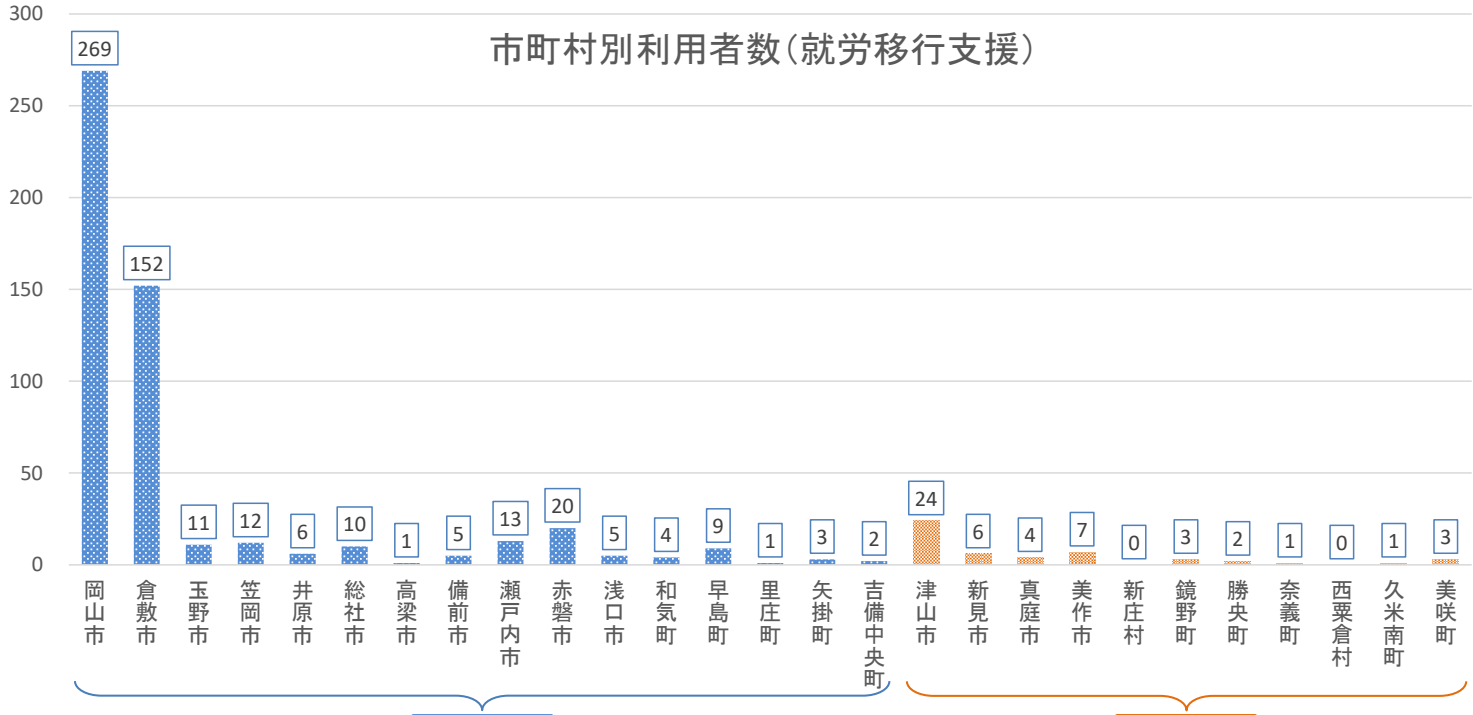


【出典】R8国保連データ（4か月平均）

市町村別利用者数（就労移行支援）

○ 就労移行支援の市町村別の利用者数（R8年度4カ月平均の支給決定ベース、総数574人）のうち、岡山市269人（46．9%）と倉敷市152人（26．5%）で全体の約7割を占める。

○ 県南・県北の地域別では、県南部地域523人（約9割）、県北部地域51人（約1割）と、圧倒的に県南に集中しており、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備が求められている。

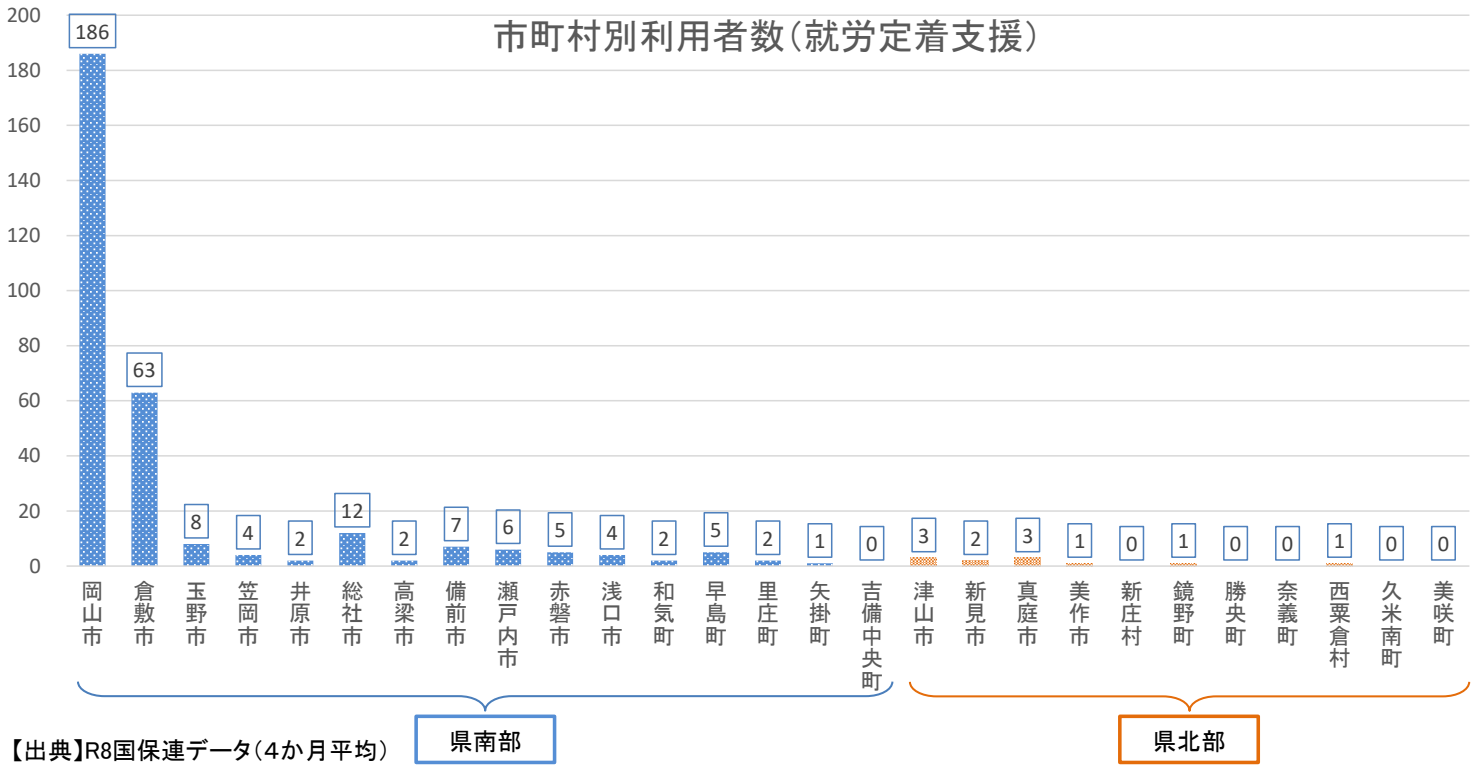


【出典】R8国保連データ（4か月平均）

市町村別利用者数（就労定着支援）

○ 就労定着支援のR8.4月時点の指定事業所数は38で、そのうち県北部に所在するのは2事業所（津山市、新見市）となっている。

○ このため、市町村別の利用者（R8年度4カ月平均の支給決定ベース、総数320人）も、県北部は11人と全体の約3%にとどまる。

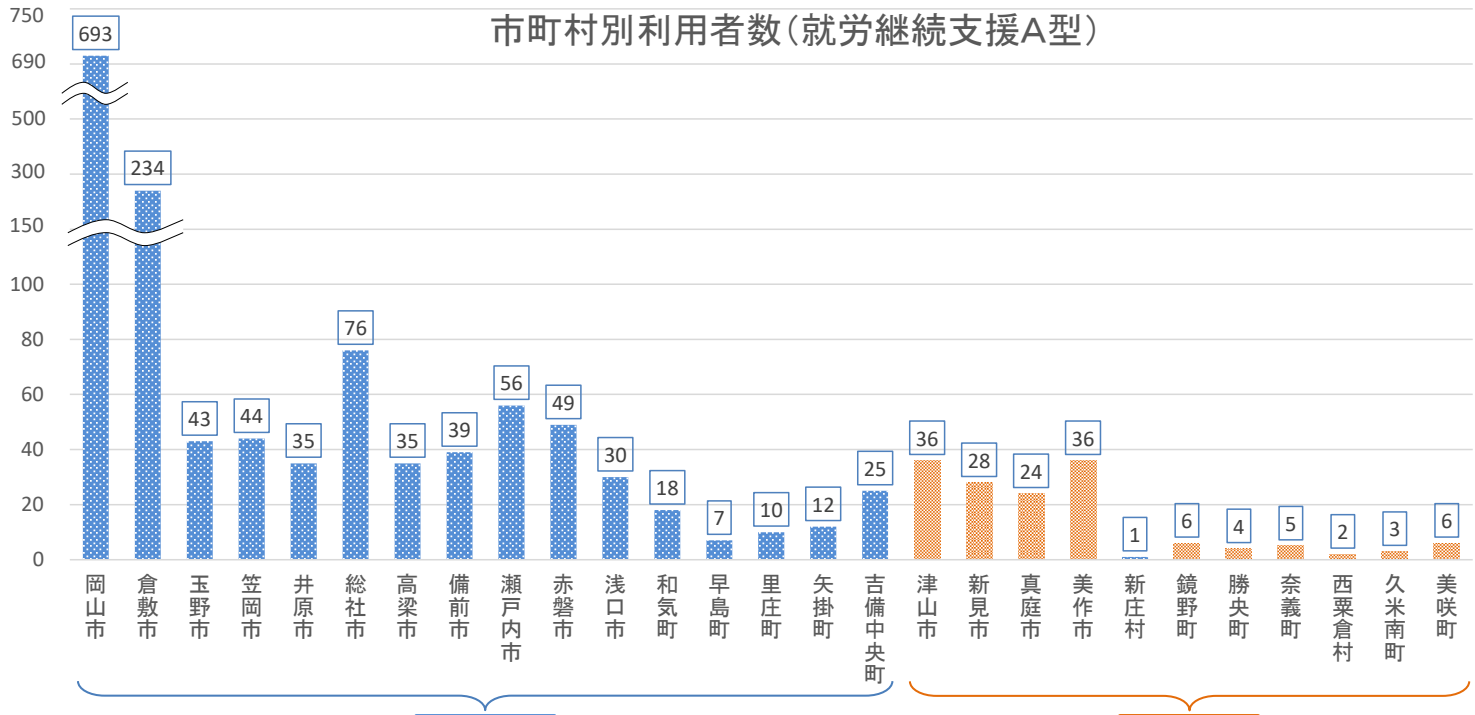


【出典】R8国保連データ（4か月平均）

市町村別利用者数（就労継続支援Ａ型）

○ 就労継続支援A型の市町村別の利用者数（R8年度4カ月平均の支給決定ベース、総数1，557人）のうち、岡山市693人（44．5%）と倉敷市234人（15．0%）で全体の約6割を占める。

○ 県南・県北の地域別では、県南部地域1，406人（約9割）、県北部地域151人（約1割）と、圧倒的に県南に集中しており、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備が求められている。

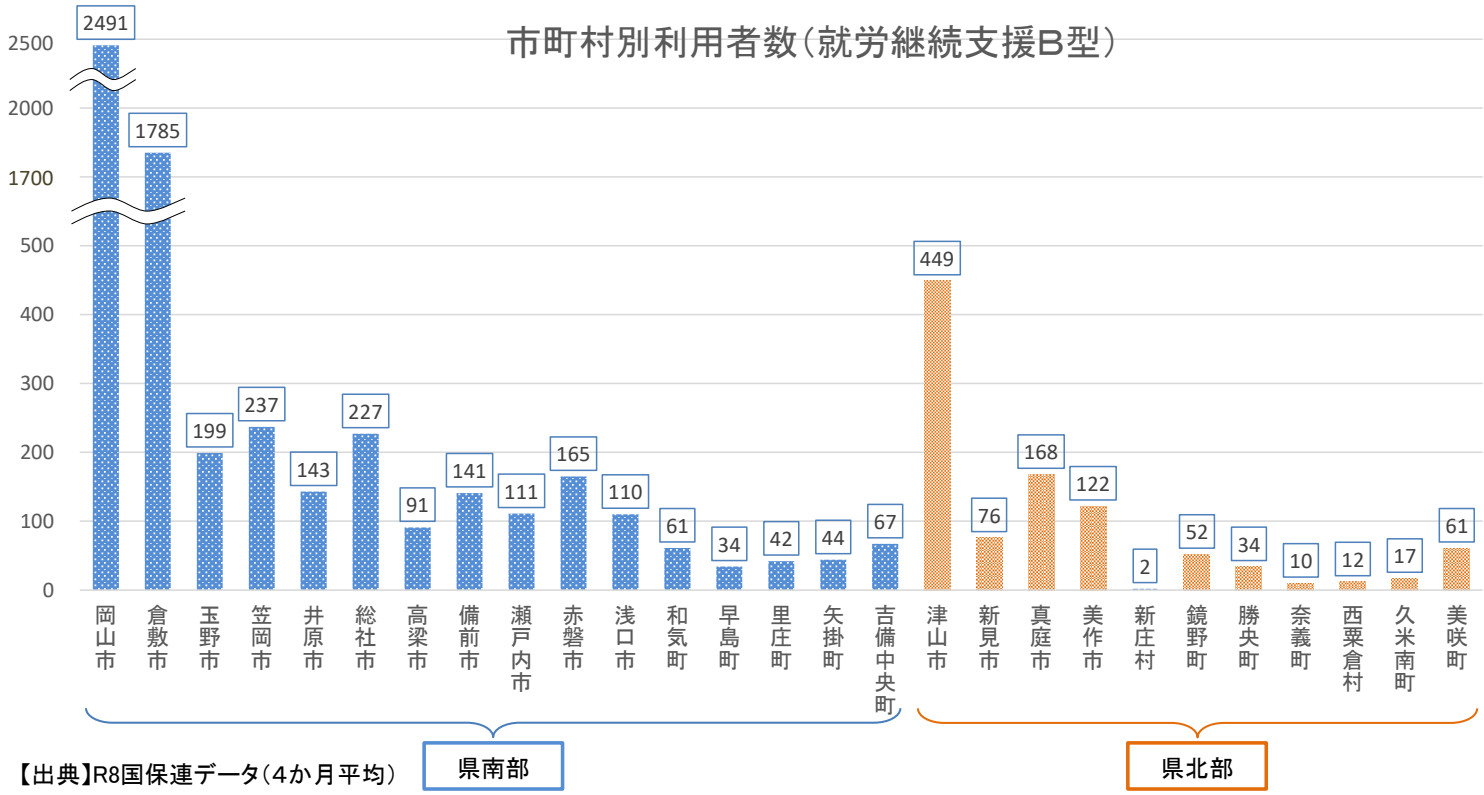


【出典】R8国保連データ（4か月平均）

市町村別利用者数（就労継続支援Ｂ型）

○　就労継続支援B型の市町村別の利用者数（ R8年度4カ月平均の支給決定ベース、総数6,951人）は、岡山市2，491人（35．8%）と倉敷市1，785人（25．7%）で全体の約6割を占める。

○　県南・県北の地域別では、県南部地域5，948人（85．6%）、県北部地域1，003人（14．4%）と、A型と同様に県南部に集中しており、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備が求められている。



【出典】R8国保連データ（4か月平均）

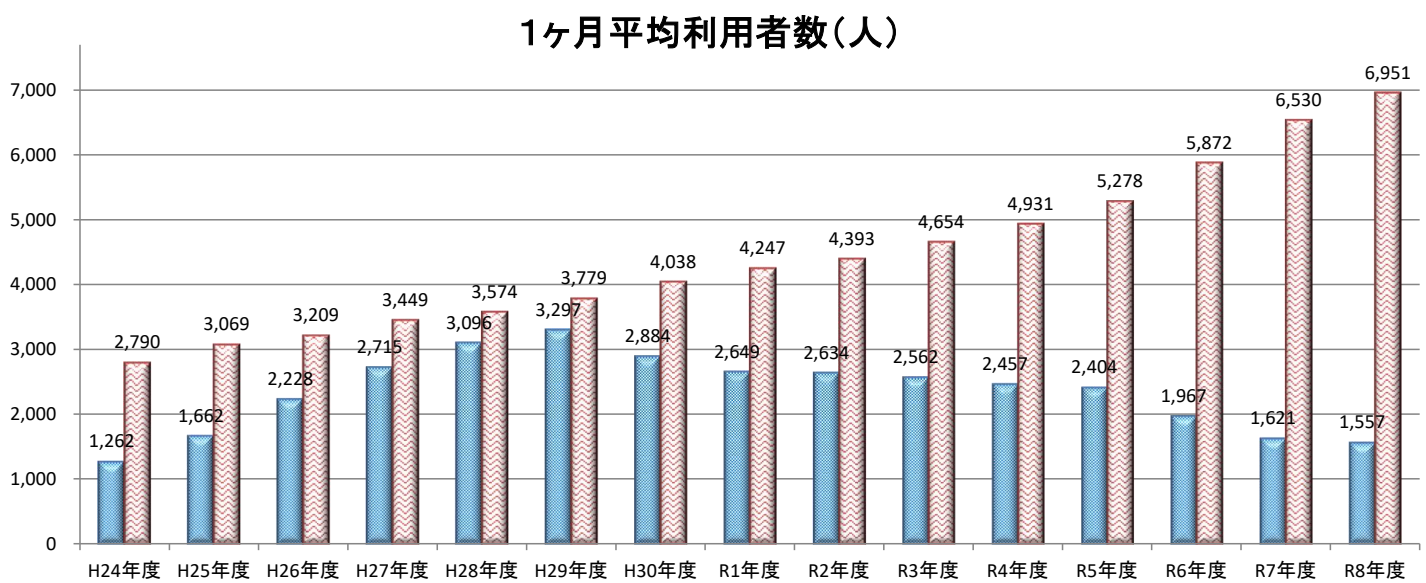
就労継続支援Ａ型・Ｂ型の利用者数の推移

○　県内の就労継続支援A型の利用者数は、平成29年度をピークに漸減傾向にある。令和6年4月以降、事業所廃止が相次いだこともあり大きく減少した。

○　就労継続支援B型の利用者数は、指定事業所数の増加に伴って、毎年、増え続けている。

【参考】第7期岡山県障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量

種類	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援A型	2，447人／月	2，476人／月	2，504人／月
就労継続支援B型	5，672人／月	5，971人／月	6，285人／月



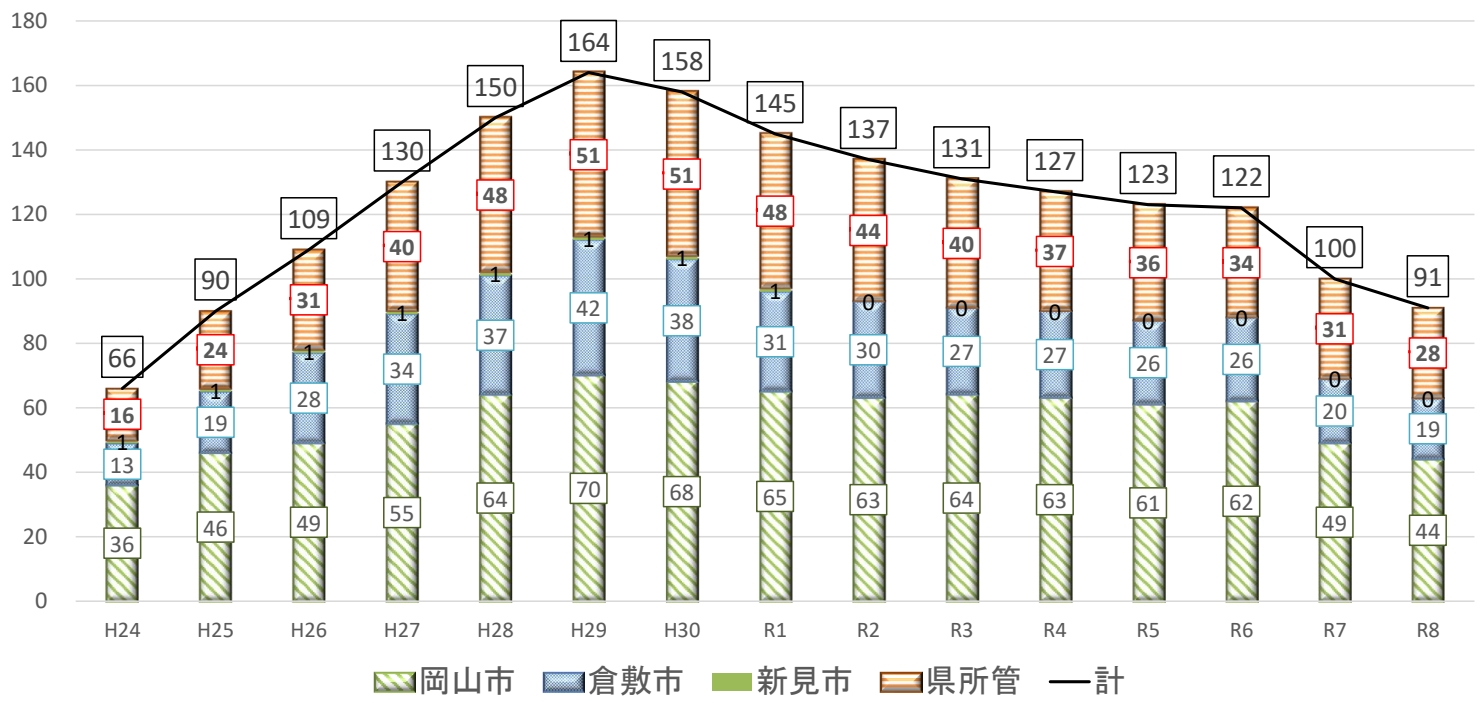
【出典】国保連データ

※ R8年度は4カ月平均

県内事業所数の推移（就労継続支援Ａ型）

○　県内A型事業所の指定権者別の設置数では、岡山市内が最も多い。
○　令和6年度の報酬改定の影響により、令和6年から7年度にかけ事業所廃止が相次いだ。

県下のA型事業所数の推移（指定権者別）

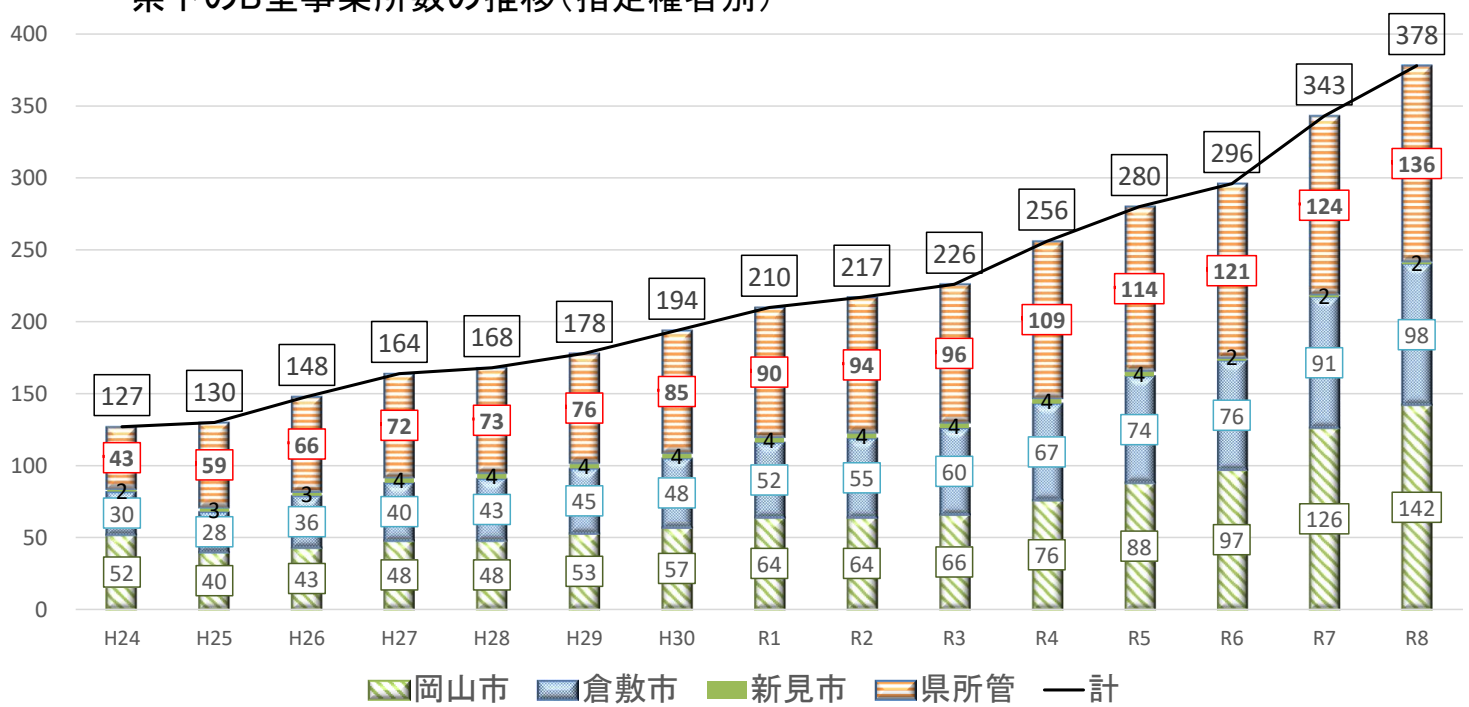


【出典】県障害福祉課調べ（各年度4月1日時点の事業所数で、休止事業所を含む。）

県内事業所数の推移（就労継続支援Ｂ型）

○　県内B型事業所の指定権者別の設置数では、岡山市内が最も多い。
○　令和6年度の報酬改定の影響により、令和6年から7年度にかけA型事業所の廃止が相次ぎ、そのほとんどがB型事業所に転換した。
○　その後も、B型事業所の新規指定は増加基調にある。

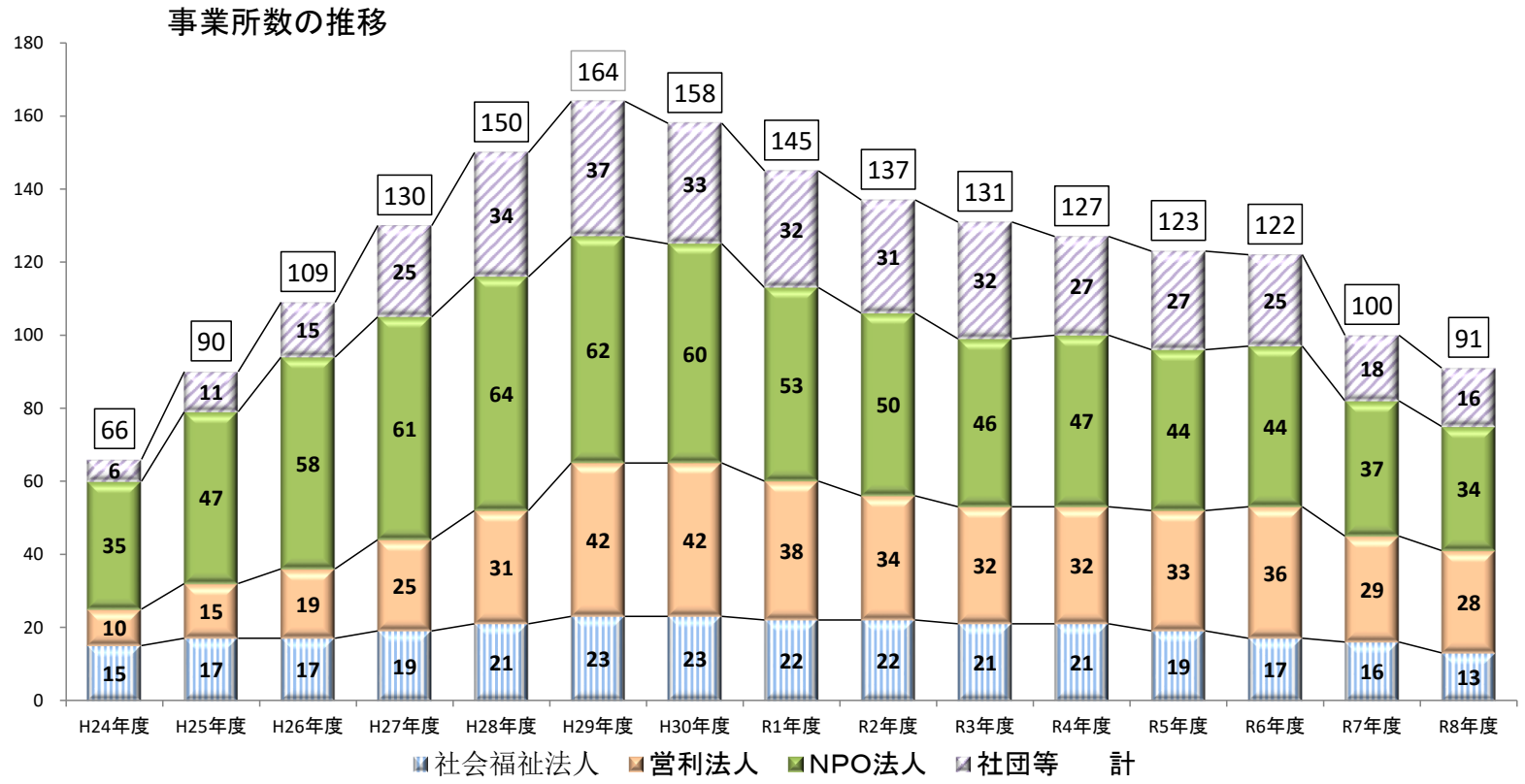
県下のB型事業所数の推移（指定権者別）



【出典】県障害福祉課調べ（各年度4月1日時点の事業所数で、休止事業所を含む。）

設置主体別の事業所数推移（就労継続支援Ａ型）

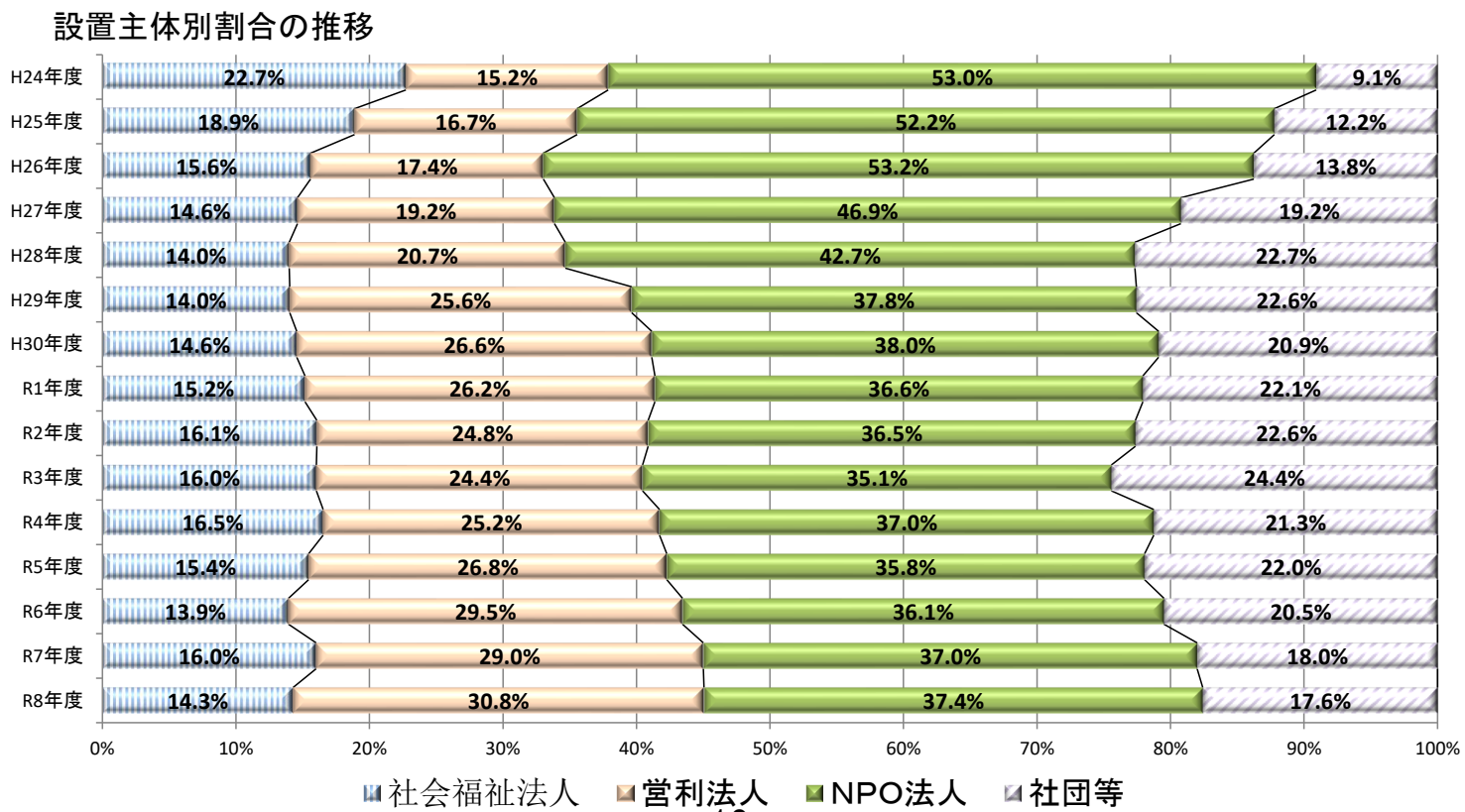
○ 県下のA型事業所数の推移は、事業所閉鎖が相次いだ平成29年度をピークに、年々減少傾向にある。
○ 令和6年度は報酬改定の影響もあり、事業所廃止が相次いだ。（B型事業所への転換が多かった。）



【出典】県障害福祉課調べ（各年度4月1日時点の事業所数で、休止事業所を含む。）

設置主体別の状況（就労継続支援Ａ型）

○ 設置主体別の割合では、NPO法人の割合が約37%と最も高く、全国平均と比べてもかなり高くなっている。
（R6年度全国平均：社会福祉法人12%、営利法人64.9%、NPO法人10.8%、社団等12.3%）

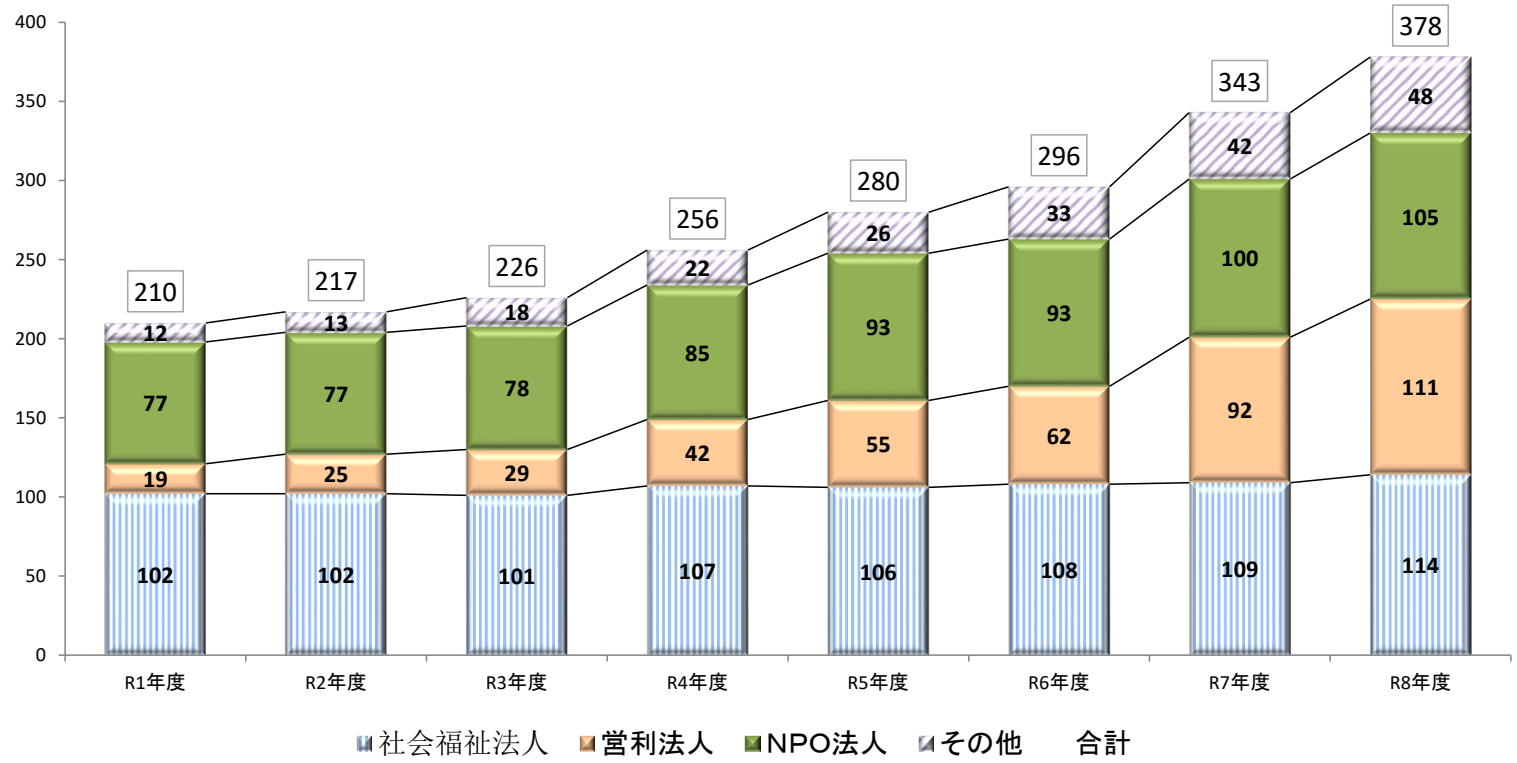


【出典】県障害福祉課調べ（各年度4月1日時点の事業所数で、休止事業所を含む。）

設置主体別の事業所数推移（就労継続支援Ｂ型）

○ 県下のB型事業所は増加し続けており、近年は、営利法人設置の事業所が増加している。

事業所数の推移

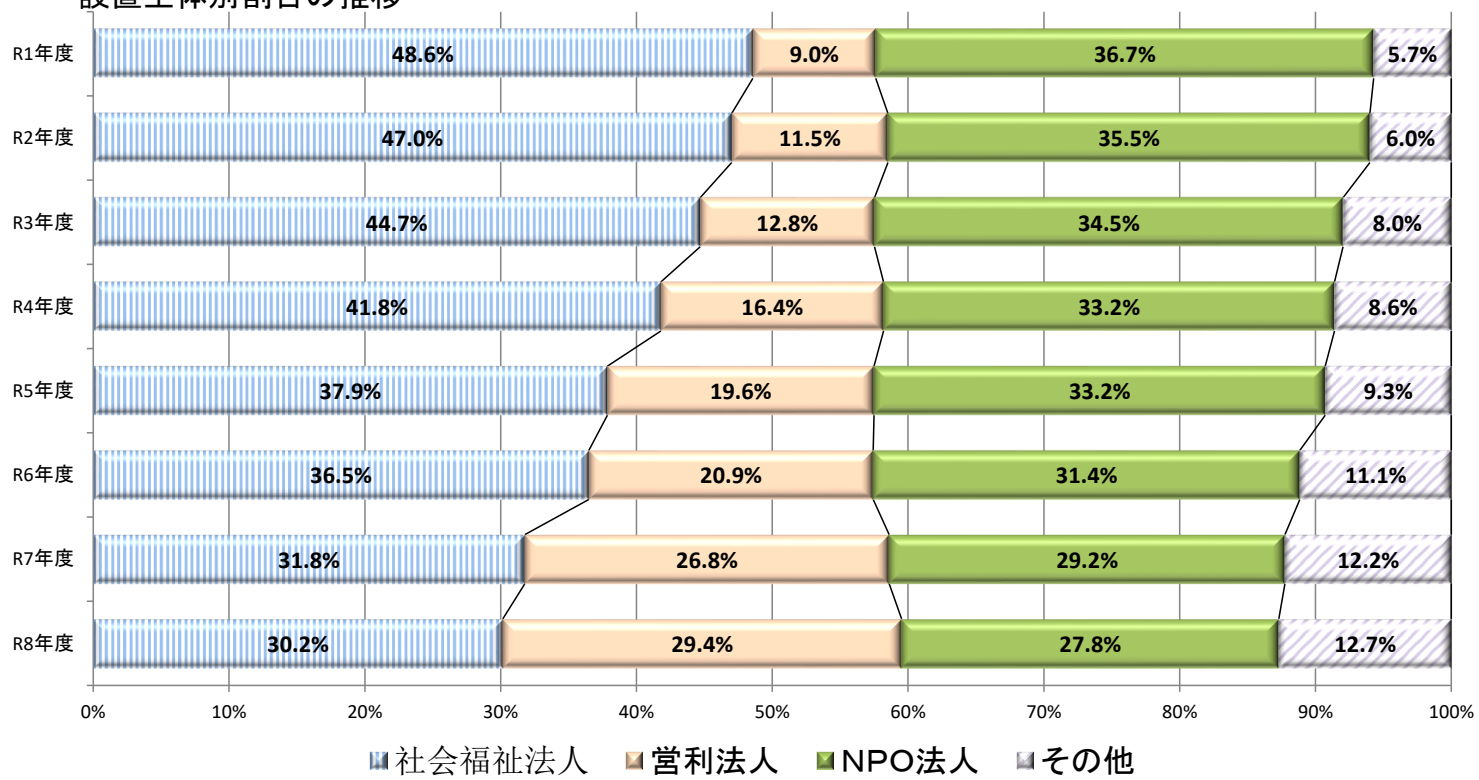


【出典】県障害福祉課調べ（各年度４月１日時点の事業所数で、休止事業所を含む。）

設置主体別の状況（就労継続支援Ｂ型）

○ 設置主体別の割合では、全国平均と比べてもNPO法人の割合が高くなっている。
（R6年度全国平均：社会福祉法人29.7%、営利法人37.9%、NPO法人20.8%、その他11.6%）

設置主体別割合の推移



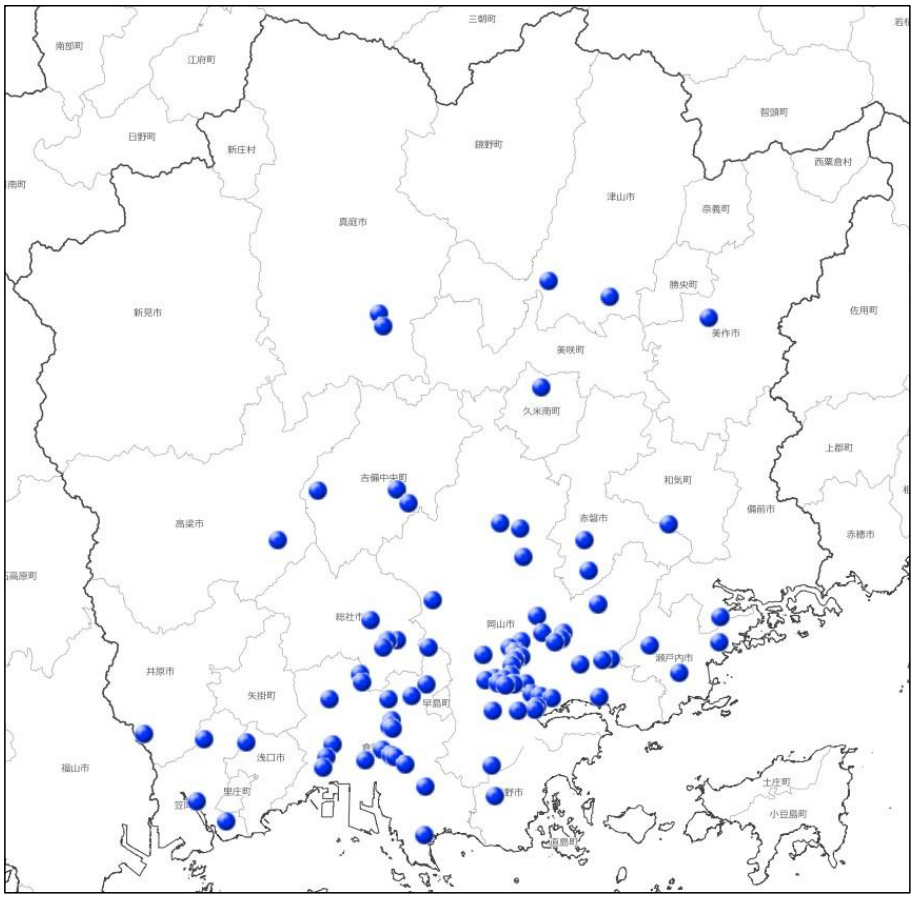
【出典】県障害福祉課調べ（各年度４月１日時点の事業所数で、休止事業所を含む。）

就労継続支援Ａ型事業所の分布状況（所在地ベース）

○　県内A型事業所の所在地は、県北部地域が6事業所、県南部地域が85事業所と、圧倒的に県南に集中している。（全体数の93%が県南で、対前年では、県北が2事業所の減、県南が7事業所の減）

県南部	
市町村名	事業所数
岡山市	44
倉敷市	19
玉野市	1
笠岡市	3
井原市	1
総社市	5
高梁市	1
備前市	1
瀬戸内市	3
赤磐市	2
浅口市	1
和気町	1
早島町	0
里庄町	0
矢掛町	0
吉備中央町	3
計	85

県北部	
市町村名	事業所数
津山市	2
新見市	0
真庭市	2
美作市	1
新庄村	0
鏡野町	0
勝央町	0
奈義町	0
西粟倉村	0
久米南町	1
美咲町	0
計	6



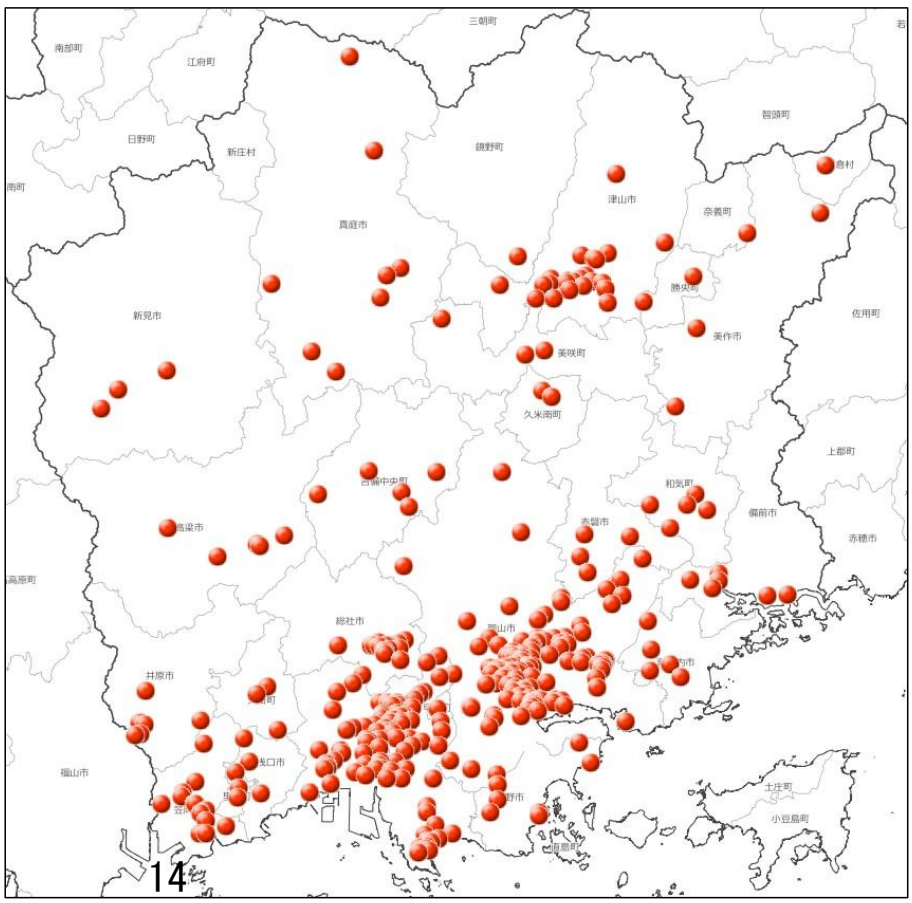
【出典】県障害福祉課調べ（R8．4．1時点の事業所数）

就労継続支援Ｂ型事業所の分布状況（所在地ベース）

○　県内B型事業所の所在地は、県北部地域が51事業所、県南部地域が327事業所と、県南部に集中している。（約86%が県南で、対前年では、県北が3事業所の増、県南が32事業所の増））

県南部	
市町村名	事業所数
岡山市	142
倉敷市	98
玉野市	8
笠岡市	13
井原市	6
総社市	16
高梁市	6
備前市	6
瀬戸内市	5
赤磐市	4
浅口市	4
和気町	5
早島町	3
里庄町	2
矢掛町	3
吉備中央町	6
計	327

県北部	
市町村名	事業所数
津山市	25
新見市	4
真庭市	8
美作市	4
新庄村	0
鏡野町	1
勝央町	2
奈義町	1
西粟倉村	1
久米南町	2
美咲町	3
計	51



【出典】県障害福祉課調べ（R8．4．1時点の事業所数）

○県所管就労継続支援Ａ型事業所の経営状況（過去３年分）

年度		令和５年度	令和６年度	令和７年度
収支	プラス	２６	２５	２３
	マイナス	８	６	５
事業所数　合計		３４	３１	２８

○県所管就労継続支援Ａ型事業所廃止件数　（過去３年分）

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
廃止件数	3	3	3

○廃止理由
・事業を継続すればするほど赤字が増えるため。
・令和６年度の報酬改定及び最低賃金上昇により、財政負担が大きく、事業継続が困難となったため。
・最低賃金の急上昇と物価高騰により、収支状況の改善が見込めないため。

就労継続支援Ａ型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

○ **経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。**

- 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～８０点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	５点～４０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	０点～３５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～３５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～９０点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	－２０点～６０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	０点～１５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～１５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－５０点～０点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	０点～１０点で評価

○就労移行支援体制加算の見直し（令和８年度改定）

※留意事項通知を抜粋・要約

改正後	改正前
・就労移行支援体制加算については、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者 (以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数（当該年度の前年度の９月３０日時点における当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の定員数を上限とする）を乗じて得た単位数を加算する。	・就労移行支援体制加算については、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者 (以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。
・また、過去３年間において、指定就労継続支援Ａ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。	・また、過去３年間において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

○本加算については、令和８年度に全国調査が行われており、
令和９年度の報酬改定において人数上限の設定等の案が示されている。

○指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて（令和７年１１月２８日厚労省障害福祉課長通知）※抜粋・要約

＜新規指定＞

・障害者支援や障害福祉サービスの円滑な運営に必要不可欠な知識や就労支援事業会計等の生産活動の運営に必要不可欠な知識を有しているか、利用者の就労の知識及び能力を向上させる支援内容となっているか、安定した収益が見込める生産活動を確保する計画となっているか等を総合的に審査すること。

・指定権者は、指定希望者が提出する事業計画書や収支予算書について、就労支援における専門的観点及び生産活動会計を含む経営的観点から総合的に審査を行うため、専門家会議審査を実施することが望ましい。

＜既存事業所＞

・生産活動による収入額は、報酬区分に影響を与える重要な確認事項であるため、根拠書類によって入念に確認すること。

・福祉事業会計と生産活動会計を区分しているか確認すること。

・自立支援給付費等を実質的に利用者の賃金・工賃に充てていないか確認すること。業務委託費を生産活動収入として計上している場合であっても、発注元が運営法人等であり、自立支援給付費等を業務委託費の原資としているため、実質的に自立支援給付費から賃金・工賃を支払っている事例が見受けられるため留意すること。

○Ａ型事業所の新規指定に係る専門家による対面審査（令和８年１０月～）

就労継続支援Ａ型事業については、事業者が適切に事業を行えるか確認する必要があることから、指定申請前に、法人の財務状況、就労継続支援Ａ型事業の事業計画や収支予算等を公認会計士や中小企業診断士等の専門家の対面審査等により詳しく確認する。

（審査にあたり提出する書類）
①法人の財務状況に係る書類（任意様式）
　法人の継続性と安定性を確認するため、法人の以下の書類について、いずれも直近２ヶ年分を提出。
　・資産目録と負債目録　・財務諸表　・勘定科目内訳明細書　・法人税申告書
②事業計画書及び収支予算書（任意様式）
　開始予定月から「２ヶ年分（２４月）」を、就労支援事業会計処理基準に基づき作成し提出。
　なお、それぞれについて、必ず積算根拠を示すこと。
③事業所で行う予定の事業の作業量の積算根拠（任意様式）
　１日に何人で何時間作業を行えば、どの程度完成するのか、作業工程と併せて、分かるように作成。（収益性に対する作業量の確認）
④業務委託（請負・委任）契約のひな形（任意様式）
　事業所で行う予定の事業が業務委託（請負・委任）の場合、委託金額、内容、成果等が分かるように作成。（施設外就労の場合は、請負契約）
⑤その他作業内容がわかる資料（写真等）

岡山県
Okayama Prefecture

（令和８年度　岡山県自立支援協議会　就労支援部会）

就労選択支援の実施状況及び地域における利用体制の確保について



資料構成

１　就労選択支援の概要
２　制度開始後の状況及び課題
３　地域における就労選択支援の利用体制の確保に当たって想定される課題
４　部会で御意見を伺いたい事項
５　参考：他県における情報提供等の取組例

令和８年10月13日　　岡山県子ども・福祉部　障害福祉課

１　就労選択支援の概要

制度の創設

令和７年10月1日から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が新たに創設された。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和７年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金１級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和９年４月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和９年４月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

1　就労選択支援の概要（利用上の例外）

利用上の例外

○ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合、

○ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、

就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められている。



3

1　就労選択支援の概要（指定基準）

定員

10人以上

人員配置

・管理者

・就労選択支援員（就労選択支援員の人員配置常勤換算で利用者数を15で除した数以上）

経過措置

令和９年度末までは、障害者の就労支援に関する基礎的研修(※)基礎的研修と同等以上の研修を修了した者を就労選択支援員とみなす。

ただし、令和10年度以降も就労選択支援員として従事する場合は、原則として令和９年度末までに就労選択支援員養成研修を修了する必要がある。

(※)障害者の就労支援に関する基礎的研修・・・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が実施する福祉、教育、医療等の分野にて、障害者の就労支援に携わる方を対象に、雇用と福祉の切れ目のない支援を可能とするために必要な基礎的な知識・スキルの習得を目的とした研修

4

1　就労選択支援の概要（就労選択支援員養成研修）

就労選択支援員養成研修

受講要件：障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していること、
又は
「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算５年以上あること
※詳細は厚生労働省の研修受講要件を参照

研修内容：オンデマンド講義（６時間）及び対面演習（５時間）
対面演習は、東京会場（R8：10回）又は大阪会場（R8：10回）
定員（R8）は、各回100人を予定。

受 講 料：無料
ただし、研修受講に係る通信費・交通費・宿泊費等は各自負担

5

1　就労選択支援の概要（就労選択支援員養成研修）

新規 **就労選択支援員養成研修等事業**

障害保健福祉部局障害福祉課（内線3044）

令和９年度概算要求額　0.5億円（－億円）　() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・令和７年10月から就労選択支援が開始され、就労選択支援員は就労選択支援員養成研修を終了していることが要件となっているところ、円滑な事業実施にむけて、国において就労選択支援員の養成研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 国において令和７年度、令和８年度に就労選択支援員養成研修を行い、約3,000人を養成見込み。
- 第８期障害福祉計画において、自立支援協議会圏域に１事業所以上（1,700 事業所以上）の就労選択支援事業所を設置することを目標としており、各事業所において２～３名の就労選択支援員を配置すると仮定すると、のべ約 5,000 人（1,700箇所×３名）の支援員の養成が必要と考えられる。また、基礎的研修と同等以上の研修受講者を就労選択支援員と見なす経過措置期間が令和９年度末で終了することから、令和９年度中に受講希望が集中する恐れがあり、養成研修の実施体制の十分な確保が必要。
- このため、令和９年度においても引き続き国において養成研修を実施し、令和８年度と同程度の約 2,000 人を養成する。



3 実施主体等

実施主体　：国（民間団体に委託）
負担割合　：国１０／１０

111

6

1　就労選択支援の概要（実施主体）

実施主体

就労移行支援事業所、
就労継続支援事業所、
障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、
自治体設置の就労支援センター、
障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

【要件】

就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事（指定都市及び中核市は市長）が認める事業者

同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、 国の通知では、例えば「過去 10 年間の連続する３年間に合計３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」のような事業者についても、都道府県知事が認めることを想定している。

7

1　就労選択支援の概要（実施主体）

制度上求められている事項

就労選択支援事業所は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。



8

２　制度開始後の状況及び課題

（１）地域による指定事業所の偏在

県内の就労選択支援事業所は岡山市及び倉敷市に集中しており、地域によって利用者のアクセスに差が生じる可能性がある。

県内の就労選択支援指定状況（R8. 10. 1現在）

12事業所（岡山市６、倉敷市５、岡山県１（津山市））

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するための基本的な指針

＜令和11年度末の成果目標＞

自立支援協議会圏域に１事業所以上の就労選択支援事業所を設置すること

現状

県内17の地域自立支援協議会の設置圏域のうち、就労選択支援事業所が所在する圏域は３圏域である。

9

２　制度開始後の状況及び課題

（２）特別支援学校在学生の利用時期の集中による調整困難

特別支援学校在学生は、学校行事や現場実習等との調整により利用時期が限られ、一定の時期に利用希望が集中するため、学校、実習先、本人及び事業者間の日程調整が課題となっている。

（３）令和9年度以降の対象者拡大に伴う利用需要への対応

令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する場合及び就労移行支援の標準利用期間を超えて利用する場合についても、支援体制の整備状況を踏まえつつ、就労選択支援によるアセスメントが必要となる予定である。ただし、令和9年4月以降の取扱いについては改めて国から示される。

これに伴い、今後、就労選択支援の利用需要が増加する可能性があることから、地域における利用体制について継続的に状況を把握する必要がある。

10

3　地域における就労選択支援の利用体制の確保に当たって想定される課題

（１）需要・事業運営の見通しに関する課題

①潜在的な利用者数を把握しにくい

②利用期間が原則1か月であることから、事業所の運営に必要な利用者数・利用日数を継続的に確保することが課題となる可能性がある。

③利用者数・利用日数等の見通しが立ちにくいことから、事業運営上の見通しを立てることが課題となる可能性がある。

11

参考：特別支援学校高等部卒業者の進路状況

令和8年3月新規特別支援学校高等部卒業者の就職状況等について

就職決定状況（各年度3月末現在）　　（特別支援教育課調べ）

年度	卒業者数(a)	就職希望者数(b)	就職者数(c)		就職希望者の就職率(c/b)	就職率(c/a)		進学	訓練機関	福祉施設等	その他	全国就職率
			一般	A型		一般	A型					
R1	394	175	170 122	48	97.1%	43.1% 31.0%	12.2%	5	2	209	8	23.4%
R2	373	147	144 108	36	98.0%	38.6% 28.9%	9.7%	2	1	218	8	21.0%
R3	355	136	134 97	37	98.5%	37.7% 27.3%	10.4%	0	2	209	10	20.5%
R4	315	111	108 76	32	97.3%	34.3% 24.1%	10.2%	5	0	191	11	19.6%
R5	346	123	122 85	37	99.2%	35.3% 24.6%	10.7%	4	4	206	10	19.4%
R6	336	121	120 96	24	99.2%	35.7% 28.6%	7.1%	1	2	196	17	18.9%
R7	314	106	106 86	20	100.0%	33.8% 27.4%	6.4%	2	1	199	6	12月公表予定

・就労継続支援Ａ型事業所利用者は「就職者数」として計上している。
・就労継続支援Ａ型事業所とは、障害者総合支援法に基づき、障害者の雇用拡大を目的として設定された事業所で、利用者が事業所と雇用契約を結び、最低賃金が保障されるものである。
・「福祉施設等」は、就労継続支援Ｂ型事業所、就労移行支援事業所、生活介護、生活訓練、入所施設利用者等を計上している。

※就労選択支援の利用対象者数ではない。

12

参考：就労選択支援の概要及び制度開始後の全国の実施状況（令和7年12月実績）

就労選択支援

○ 対象者

■ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

■ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
■ 具体的には、以下のプロセスを実施する。
○ 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
○ アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
○ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
○ 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
■ 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

■ 就労選択支援員　15：1以上
※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬
就労選択支援サービス費　1,210単位／日

主な加算
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）　15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

主な減算
特定事業所集中減算　200単位／日（※所定単位数から減算）
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

○ 事業所数　297（国保連令和　7年12月実績）　**○ 利用者数**　614（国保連令和　7年12月実績）6

13

3　地域における就労選択支援の利用体制の確保に当たって想定される課題

（２）人材確保の課題

①既存事業所との職員兼務を含めた人員配置の調整が課題となる可能性がある。

②養成研修の受講に伴い、勤務先から研修会場までの移動等に係る時間的・地理的負担が生じる可能性がある。

③就労アセスメントの経験を有する人材の確保が課題となる可能性がある。

３　地域における就労選択支援の利用体制の確保に当たって想定される課題

（３）実施主体要件を満たす事業者の確保

①就労選択支援を実施する事業者には、一定の就労経験・実績が求められる。
例：過去3年以内に合計3人以上が通常の事業所に雇用された実績

②地域における就労支援に係る社会資源や雇用に関する情報を収集・提供するなど、関係機関との連携が重要となる。

③就労選択支援において、本人の希望や適性等を踏まえた選択を支援するため、中立性・客観性を確保した支援を行うことが重要

15

５　部会で御意見を伺いたい事項

①　地域における利用体制の確保について
就労選択支援事業所がない地域の方が就労選択支援を利用する場合、利用者の負担を軽減し、円滑な利用につなげるために、どのような取組が必要か。

②　利用時期の集中への対応について
特別支援学校在学生等の利用時期が集中する場合、学校、就労選択支援事業所、相談支援事業所等の関係機関が円滑に調整するために、どのような方法が考えられるか。

③　事業者への情報提供について
就労選択支援の実施を検討する事業者が、事業実施の可否を検討するために、県からどのような情報提供・周知を行うことが有効か。

④　中立性・客観性の確保について
就労選択支援において中立性・客観性を確保するため、事業者や関係機関との連携に当たり、どのような点に留意する必要があるか。

16

6　参考：他県における情報提供等の取組例

ホームページによる制度概要、指定基準及び研修情報の一元的な周知
愛知県、福井県、栃木県、鹿児島県等

Ｑ＆Ａの整備
栃木県

県内事業所一覧の公表
山形県、岐阜県、愛知県等

アセスメントシートの活用促進
山形県、福島県等

17

令和８年度 農福連携人財育成事業

農産課担い手育成班

１ 事業目的

社会福祉法人のほか、就労継続支援Ａ型事業所やＢ型事業所における障害のある人に対して、農業の新たな担い手や貴重な働き手となるよう支援することで、本県農業の持続的な発展に寄与するとともに、障害のある人等の農業分野での活躍の場を創出する。

２ 事業内容

（１）農福連携技術支援者の育成

ア 農福連携技術支援者育成研修の開催

農業者が障害のある者を受け入れる際に農業現場において関係者に実務的なアドバイスを行う「農福連携技術支援者（農水省認定）」を育成する。

受 講 者：農福連携の支援に関わっている者、関わろうとする者

内　　容：障害のある者への接し方、農業現場における障害者就労の実践的アドバイス

農業技術、作物の栽培特性や障害特性を踏まえた作業アドバイス

開催時期：座学（ｅラーニング）9～10 月、実地研修 10 月 30 日，11 月 11～13 日

イ 農福連携技術支援者交流会（県内外視察研修会）の開催

農福連携技術支援者の活動事例を共有し、活動の幅の広がりや資質向上を支援する。

開催時期：９月 25 日、１１月上旬（予定）

（２）農福連携スタートアップの支援

ア 農福連携の導入支援

農福連携の取組を農業者等に広く周知するため、農福連携推進セミナーを開催するとともに、農福連携事例調査を通じて農作業難易度分類表を作成し、農福連携をスムーズにスタートできるよう支援する。

農作業難易度分類表：農作業分析表を作成し、いちご、トマトの栽培管理作業を細分化し、難易度評価をする。

イ 三徳園農福連携導入支援事業

三徳園に農福連携栽培ほ場を設置し、作業の細分化・手法等を分析し、難易度評価の検討を行う。（農福連携事例調査）

検討内容：いちごの栽培管理における作業の洗出し、作業内容の検討等

作業分担：作業療法士、三徳園、サポートセンター、県が役割分担して検討

ウ 農福連携スタートアップのマニュアル作成

農業者等が農福連携にスムーズに取り組めるよう、作業マニュアル及び農福連携取組事例動画を作成し、スタートアップを支援する。

マニュアル:いちごの管理作業マニュアル（仮）、農福連携草刈作業マニュアル（仮）

取 組 動 画：農福連携を継続して取り組めた工夫（仮）

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

概　要

農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上や農業の支え手不足の解消等を図るため、岡山県農福連携サポートセンターを核に、各地域の農福連携の取組を支援していく。
令和６年度からは、農業との連携に取り組む福祉事業所の掘りおこしを行うとともに、新たに水産業との連携に着手するなど、農福連携サポートセンターの機能強化を図る。

実施体制

■名　称　岡山県農福連携サポートセンター
■場　所　岡山県セルプセンター内（岡山市北区南方2丁目13-1　きらめきプラザ１階）
■開設日　平成30（2018）年11月５日
■開所日　平日10時～17時（土日祝日は閉所）

■スタッフ７名配置（令和8年9月1日現在）
所長・副所長（農福連携推進員）2名、農福連携アドバイザー・サポーター４名（うち１名は水福担当）、事務局１名　　※アンダーラインは農福連携専任スタッフ

〇農福連携推進員
販路開拓や施設外就労のマッチング
支援の調整・仲介役等を実施

〇農福連携アドバイザー・サポーター
農業（水産業を含む）に取り組む福祉事業所への技術指導・助言等を実施

岡山県農福連携サポートセンター<H30～>

①農業に係る施設外就労のマッチング支援
就労継続支援Ｂ型事業所等を対象に、農業生産者と福祉事業所のニーズをマッチング　【R7実績】　参加利用者数４，１４８人　請負額７，８７３千円
②農産品の販路開拓や農作業の受注拡大
③本県独自の農福連携ブランド「ハレの福産良品」の認知度向上



OKAYAMA SMILUSIVE PROJECT ハレの福産良品

【ブランドコンセプト】
障害のある方々や福祉に携わる人々が生産する商品に、たくさんの福を産んでほしいとの願いから「福産」と、それらの商品の品質が大変良いことを表したく「良品」と名付けました。

【Ｒ６年度～】
農業分野を幅広く捉え、
新たに水産業との連携に着手

水産業に係る施設外就労の
共同受注窓口の構築やマッチング
支援、実践体験会・研修会開催、
水産業との連携に取り組む
福祉事業所の支援・相談対応

④農業に係る営農技術の指導・助言
農業の専門家（農福連携アドバイザー）を派遣
⑤農福連携実践体験会・研修会、スタディツアーの開催
⑥その他農福連携に取り組む福祉事業所等への支援、相談等への対応

農福連携マルシェの開催<H28～>

農業(水産業を含む)に取り組む福祉事業所の農産品・農産加工品の魅力発信や販路拡大を図るため、展示即売会を開催

【R７実績】
１１月29日
（岡山市下石井公園で開催）
１月10～12日
（岡山高島屋で開催）



農福連携指導者養成農業研修コース実施<H31～>

農業と福祉をつなぐ身近な人材の育成を通じ、福祉事業所での農福連携の主体的な取組を支援
・対象者　福祉事業所支援員等
・会　場　三徳園（県立青少年農林文化センター）
・期　間　５月～２月　※年間15回程度開催



令和８(2026)年度 県における主な障害者雇用対策

R8.10.13　岡山県労働雇用政策課

１　障害者雇用の普及・啓発

(1)雇用の拡大に向けた要請行動

知事、教育長及び岡山労働局長による経済団体への要請行動や３者連名による県内事業主に対する要請文の発出により、障害のある人の雇用の拡大や法定雇用率達成企業数の拡大を働きかけるとともに、法定雇用率制度の周知・啓発を図る。

≪R８(2026)年度≫　5/27

(2)普及・啓発

優秀勤労障害者や障害者雇用優良事業所の表彰、セミナー等を行う「障害者ワークフェア・インおかやま」を開催し、障害のある人の適性や能力に応じて就業の場が確保され、雇用の安定が図られる社会の実現に向けた普及・啓発を図る。

≪R７(2025)年度≫　11/５　（ピュアリティまきび）　参加者 87 名
（表彰）知事：個人 ４名、事業所 ２社　部長：個人 ５名、事業所 ５社

≪R８(2026)年度≫　11/10　（ピュアリティまきび）

２　障害のある人の雇用・就業の促進

(1)障害者就職準備講習会・就職面接会の共同開催

①就職準備講習会

岡山労働局（ハローワーク）と連携して特別支援学校高等部の生徒（1･2 年生）に対して、就労の意義と職業人としての心構え等必要な知識を身につけることを目的として、企業訪問による職業講話聴講や職場見学会を実施し、職業的に自立する意欲を高める。

≪R８(2026)年度≫ 9/11　岡山西支援学校、10/27　岡山大学附属特別支援学校

②就職面接会

岡山労働局（ハローワーク）と連携して求職中の障害のある人に対して、障害のある人の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害者雇用の促進を図る。

≪R７(2025)年度≫　県下１０ハローワークで開催
参加企業　９１社、参加求職者　２５４人、就職件数　５５人　（R8.3.31 現在）

(2)障害者就業・生活支援センター

①指定（障害者の雇用の促進等に関する法律　第 27 条）

就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、国が委託設置する「障害者就業・生活支援センター」の指定を行う。

備　　前	圏域：社会福祉法人旭川荘	(H14(2002)．5．7 指定)
倉敷・井笠	圏域：社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	(H16(2004)．7．1 指定)
津山・勝英	圏域：社会福祉法人津山社会福祉事業会	(H19(2007)．4．1 指定)
高梁・新見	圏域：社会福祉法人旭川荘	(H28(2016)．7．1 指定)

≪R７(2025)年度≫　※就職件数にＡ型事業所を含まず。　（R8.3.31 現在）

備　　前	登録者	１，０１１名、就職件数	１１７件
倉敷・井笠	登録者	１，１１２名、就職件数	１０３件
津山・勝英	登録者	８１３名、就職件数	５３件
高梁・新見	登録者	２２４名、就職件数	２０件
計		３，１６０名	２９３件

②岡山県障害者就業・生活支援センター事業

上記①のうち、備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害のある人の要望にきめ細かに対応できるよう支援体制の充実を図ることを目的とする。なお、就業支援部分は労働雇用政策課、生活支援部分は障害福祉課が所掌している。

⑶手話相談員

耳の不自由な人に対する職業相談を円滑に実施するため、岡山、倉敷中央、津山のハローワークに各１名ずつ配置。各ハローワークで年間 12 日（倉敷中央は 18 日）。

⑷障害者雇用促進アドバイザー派遣

障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、障害者雇用の促進を図る。委嘱者は７名。

≪R８(2026)年度≫　相談・派遣　6 件(9 月 25 日現在)

⑸障害者雇用促進会議（セミナー）

法定雇用率を達成していない企業を対象にしたセミナーを岡山労働局（ハローワーク）と共催

≪R７(2025)年度≫　9/25　（ピュアリティまきび）　参加企業数　31 社

≪R８(2026)年度≫　9/30　（ピュアリティまきび）

⑹障害者委託訓練

高等技術専門校が窓口になり、企業、社会福祉法人等、地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施することにより、障害者の就職促進を図る。

また、早期訓練コースとして、就職を希望しているが就職先が内定していない特別支援学校高等部等３年生を対象とした訓練を実施しており、教育・福祉から一般就労への切れ目のない就職支援を行っている。

≪R７(2025)年度≫　応募者２名

〈参考〉民間企業における障害者の雇用状況　（各年６月１日現在）

区　分		Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年
実雇用率	岡山県	2.54 %	2.54 %	2.58%	2.58%	2.45%
	全　国	2.20 %	2.25 %	2.33%	2.41%	2.41%
達成率	岡山県	51.1 %	54.3 %	56.0%	50.8%	49.1%
	全　国	47.0 %	48.3 %	50.1%	46.0%	46.0%

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、令和3年3月1日から民間企業の障害者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられた。また、令和5年度からは法定雇用率は2.7%に引き上げられた。（ただし、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げ。）

県の障害福祉施策における数値目標

第4次　晴れの国おかやま生き活きプラン

（計画期間：令和7（2025）年度から令和10（2028）年度）

重点戦略「安心で豊かさが実感できる地域の創造」
① 保健医療充実プログラム

生き活き指標

○障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数　　415人/年　＞＞＞　1，825人（4年間累計）

第7期岡山県障害福祉計画

（計画期間：令和6（2024）年度から令和10（2028）年度）

主な成果目標

※　障害者総合支援法に基づく計画で、国の指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保等を定めており、3年ごとに数値目標を見直す。（R8年度中に改定予定）

福祉施設から一般就労への移行等	実績（令和7年度）	目標（令和8年度）	備　考
① 一般就労への移行者数	448人	457人（1．02倍）	・実績はR7年度の移行者数 ・（）はR7年度実績からの増加率
② 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	257人	250人（　－　）	
③ 就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	81人	129人（1．59倍）	
④ 就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	80人	68人（　－　）	
⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	8割	5割以上	
⑥ 就労定着支援事業の利用者数	83人	94人（1．13倍）	・実績はR7年度の移行者数 ・（）はR7年度実績からの増加率
⑦ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割	2割5分以上	

県内の就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ（概況）

県内の障害者総数　約10.8万人中、18歳～64歳の人数　約4.5万人
【内訳】身体6．6万人、知的2．1万人、精神2．1万人
うち18～64歳の人数（身体　約1．5万人、知的　約1．4万人、精神　約1．6万人）

一般就労への移行の現状

① 就労系障害福祉サービスからの一般就労移行者数
R7：448人（H29年度の約1．4倍）
② 特別支援学校卒業生のうち約27%が一般就労へ移行（R6は約29%）

障害福祉サービス（就労系）
＜約9，400人＞

・就労移行支援	40事業所	575人
・就労継続支援A型	91事業所	1,554人
・就労継続支援B型	378事業所	6,923人
・就労定着支援	38事業所	314人

【出典】国保連データ、県障害福祉課調査　等　　（R8年4月）

特別支援学校
卒業生　314人　（R8年3月卒）

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数

310人／H29　412人／R4
411人／H30　415人／R5
350人／R元　525人／R6
324人／R2　448人／R7
357人／R3

就　職

118人（A型除く）／H29
131人（A型除く）／H30
122人（A型除く）／R元
108人（A型除く）／R2
97人（A型除く）／R3
76人（A型除く）／R4
85人（A型除く）／R5
96人（A型除く）／R6
86人（A型除く）／R7

卒業・就職

企業等

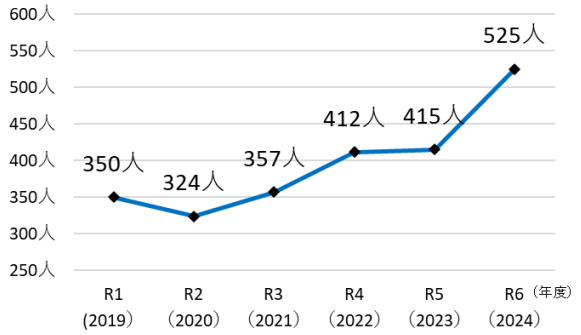
障害のある人の就労定着等支援事業

現　状

●一般就労移行者数は堅調に推移

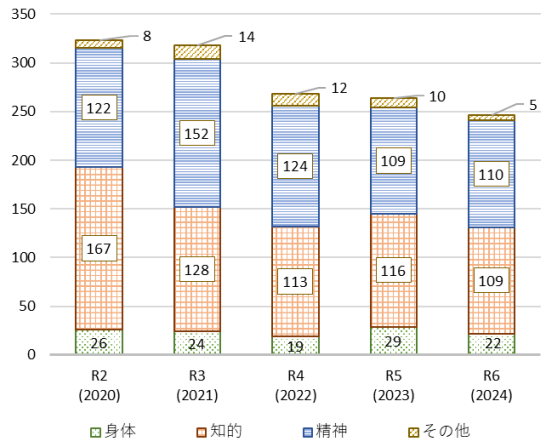
県内福祉施設からの一般就労移行者数

＜生き活き指標＞ 415人/年→1,825人（4年間累計）
（2025～2028年度）



（県障害福祉課調査）

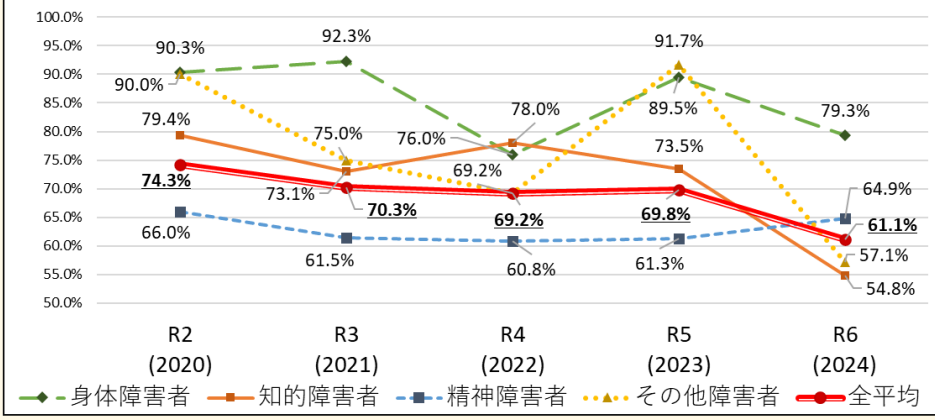
県内障害者就業・生活支援センター登録者の就職状況



課題・必要性

●一般就労への移行者数は堅調に推移しているが、その後の定着が課題であり、定着率の向上が必要

県内障害者就業・生活支援センター1年経過時の職場定着率



障害者職場定着率(全国)
- 身体障害者：60.8%
- 知的障害者：68.0%
- 精神障害者：49.3%
- 発達障害等：71.5%

※出典「障害者の就業状況等に関する調査研究」（2017年、JEED）

全産業職場定着率(全国)
- R2(2020)年度：85.8%
- R3(2021)年度：86.1%
- R4(2022)年度：85.0%
- R5(2023)年度：84.6%

※出典「令和5年度雇用動向調査」（2024年、厚生労働省）

事業内容

就労定着等の支援体制の強化

■就労定着等支援アドバイザーの配置【4,913千円】
・ 既存事業に加え、国、就労系事業所及び企業と連携した就労定着支援を実施するため、就労定着等支援アドバイザー（専属・1名）を配置

多機関連携の促進

■【拡充】就労定着連携支援ネットワーク事業【616千円】
・ 就労支援機関（ハローワーク、就労系福祉事業所等）の連携範囲を拡充し、医療機関、相談支援事業所、企業等との連携を強化した支援体制を構築

障害のある人のスキルアップ・定着支援

■就労移行・定着支援のスキルアップ研修（ジョブガイダンス）【558千円】
・ 障害のある人のSST（ソーシャルスキルトレーニング）や就職活動の実演等、実践に即した研修会を開催

■自立支援座談会開催【245千円】
・ 専門家の招聘を交えつつ、就労上の課題や不安等を当事者間で共有する場を定期的に提供

■ワークフォーラム開催【1,226千円】
・ 障害者雇用に取り組む企業等による合同説明会

効果

●障害のある人の就労継続と安定（離職率の低下、QOLの向上、社会参加の促進）
●企業の障害者雇用促進と定着率の向上
●地域社会全体の活性化（労働力人口の増加、共生社会の実現、社会保障費の抑制）